

# 税理士会役員選挙特集

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫



## 発行所

第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3

郵便番号 113 公認会計士会館ビル

電話 (816) 3346

発行人 岡崎寿士 (1部 100円)

編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)

## 目 次

一頁…東京税理士会役員選挙

熱戦の火ぶた切る

二頁…明日の税理士界をひらく会 桜咲く上野の杜に大盛会!

三頁…推薦御礼の挨拶

四頁…推薦御礼の挨拶

# 第一税理士協議会の推薦決定!

会長に 大竹 浩氏  
副会長に 浅井新平氏

## 両氏の略歴



浅井 新平氏



大竹 浩氏

関係各界から注目されている東京税理士会の役員選挙は四月六日に公示され、五月七日の投票日までの熱戦の火ぶたが切って落された。同選挙で選ばれる役員の定数は会長一名、副会長五名、理事百十五名であるが、理事選はどもかく、会長には三名が立候補し、副会長には八名がそれぞれ立候補して、空前の激戦の様相を呈している。東京税理士会の現状は、ご高承のとおり、ことあるごとに内外に向かつて対立をすることとする強硬派が一部執行部を形成し、政、官界

はもとより、日税連や単位税理士会からも一般納税者からも孤立しているという、まさに憂慮すべき事態に立ち至っている。こんなことは税理士の立場や権益を守るためにも説得力がなく、明日の税理士界は暗たんなるものがある。理念をもつて協調を話しあいの場に臨み相手を説得するのが現代の信念をもつて協調を話しあいの場に臨み相手を説得するのが現代の上策である。

したがって、今回の役員選挙は極めて重大である。第一税理士協議会としては、明日の税理士界を極めて強大に推薦することを決意した。会長には他に二名が立候補しているが現職の一名は長く強硬派の先鋒でジャーナリズムにも名指しで報道されており、他の一人はかつてその強硬派に属していた人物である。その点大竹氏は常に良識的な立場を堅持し、強硬派に影響を及ぼすような外部団体からのヒモツキもなく、思い切り税理士の権益を主張しつつ内外の融和を図り得る人物として太鼓判を押せる。

# 東京税理士会役員選挙 火ぶた切る

会長には

大竹 浩氏

浅井新平氏

はもとより、日税連や単位税理士会からも一般納税者からも孤立しているという、まさに憂慮すべき事態に立ち至っている。こんなことは税理士の立場や権益を守るためにも説得力がなく、明日の税理士界は暗たんなるものがある。理念をもつて協調を話しあいの場に臨み相手を説得するのが現代の信念をもつて協調を話しあいの場に臨み相手を説得するのが現代の上策である。

したがって、今回の役員選挙は

極めて重大である。第一税理士協議会としては、明日の税理士界を

極めて強大に推薦することを決意した。

会長には他に二名が立候補して

いるが現職の一名は長く強硬派の先鋒でジャーナリズムにも名指し

で報道されており、他の一人はかつてその強硬派に属していた人物である。

その点大竹氏は常に良識的な立場を堅持し、強硬派に影響を及ぼすよう外部団体からのヒモ

ツキもなく、思い切り税理士の権益を主張しつつ内外の融和を図り得る人物として太鼓判を押せる。

今後公認会計士と税理士が共存共

栄していくうえにおいてなくては

誠実・信念の人であるとともに唯

一の公認会計士兼業候補として、

浅井氏は略歴の示すとおり終

始貫徹税理士会を愛し続けた

得る人物として太鼓判を押せる。

# ○浅井候補らに大喜報！明日の税理士界をひらく会 ○桜咲く上野の杜に大盛会！

四月一日の午後四時から、桜花咲き染めた上野の森の上野精養軒において、第一税理士協議会・税理士清流の会・税理士校友会・全日本計理士会の四会を打って一丸とした「明日の税理士界をひらく会」の発会式が盛大に催された。

近づく四月六日の東京税理士会役員選挙公示日を控え、明日の税理士界をひらく会から共同推薦された大竹浩・浅井新平氏ら会長及び副会長の五立候補予定者が勢揃いし、それぞれ力強く決意表明をおこない、今日と明日の税理士会正常化を熱願する参加者一同も必ずこれらの候補を当選させようという堅い決意の大喜報を送った。

発会式典は中嶋時男氏の「本日は両様ある『雨々降れ降れ、私のいい人寄つて来い』のヒット唄のどく、わせらのいい人——候補者來たる、といった軽妙な司儀のどく、わせらのいい人——

治イデオロギーを排除できるかどうか、制度を維持できるかどうかの重大岐路に立つ選挙である。私は個人としては波多野氏と友人であるが公人としては許さない。税理士会を足場に政府を攻撃し、そのようにして向が何でも勝ち抜く決意の程を披露した。今回の会長選は單に大竹と波多野の名前などの問題ではなく、税理士界をひらく会会長が接続し立つた。今回の選挙はさびしい、老骨に鞭打つて頑張りますので皆様も力を合わせて向が何でも勝ち抜くことを、老骨どころか若手の決意の程を披露した。

結成経過報告には、今村秀夫氏が立ち、「今回の会長選は單に大竹と波多野の名前などの問題ではなく、税理士界をひらく会に朗読した。

## 今日と明日の税理士会の正常化のために

### 参加者ひとしく大竹・浅井候補らの当選を熱願



いよいよ、立候補予定者の所信表とおり、五人の立候補予定者が勢揃い、それぞれに大浜美代志氏ら婦人税理士が花束贈呈した。

ます大竹浩会長候補が花束を抱えて所信表明に立った。税理士業界が乗るかそるかの重大岐路に立つ選挙です。今税理士界は、民

のためには私がこの副会長候補を当選させて下さい。私は全員を当選させなければなりません。責任感は強まっています。そのためには、敵の魚鱗の構えはぐらぐらしており、五人が一丸となって当たれば必ず勝てます。そして、それもこれも、本日(三ページへ続く)

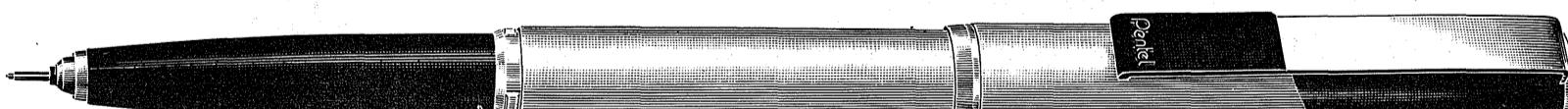


**曰税連で孤立している東京会の名誉を回復し、指導性を確立します！**

第1スローガン

## セラミックのペン先。

最初の細さが持続する



0.3 mm

Pentelセラミックは、  
ペン先にセラミック(特殊陶器)を  
使用した芯先機構、特長を  
備えた画期的なペンです。

カートリッジ(黒・赤・青・緑)各¥200

べんてる株式会社

¥1,500

**Pentel セラミック**

べんてる株式会社

**不公平税制の是正に努め、税理士の社会的地位を高めます！**

**非職業団体の税理士業務侵出に対し断固として闘います！**

次いで第一税理士協議会と税理士清流の会推薦の浅井伸平副会長候補が登壇した。「私は終始一貫税理士会を愛し続け、三十有余年の役職経歴を持ちます。長男も税理士としてお引立頂いており、私は業界への報恩の念に燃えて立候補しました。支部長としてご一緒した大竹氏と共にハネ上りは正に立上がりたわけです。本日採択のスローガン実現に大竹候補と共に粉骨砕身いたします。とにかく兼業は私一人であり、公認会計士業界と税理士業界の調整役を果たしたい。私の税理士会を愛する信意は毫も変わりません。諸団体との融和を図り政・官・財界等と対等に信頼される税理士会にこうのが私の堅い信念であります。金賞選当を期してご声援のほどぞよろしく」と情熱をこめて述べた。

三番目に桜友会を支持母体とする有賀勝将副会长候補が立ち、「アイウエオ順なので失礼します。未来は若き税理士が担わなければなりませんからその代表として立候補させて頂きましたが、大竹さんが勝つことがこの会の真面目です。そのお役に立ちたい。若さでやります」とさわやかに所信表明。同じく桜友会推薦の増田准

(一マージから続く)  
じ来会の諸先生のご激励とご鞭撻  
ご支持あればこそであります。何  
卒よろしく」と退して述べた。

副会長候補は、日本税理士政治連



有賀候補 増田候補 横川候補 遠井候補 大竹候補

岡崎寿士第一税理士協議会会長  
は「今回ほど桜友会、清流の会、  
計理士会、第一税協の四会が一致  
したことではなく、従来どちがった  
力がでます。大竹さんの人格は正  
義感に溢れ、しかも経験豊か、何  
らの危惧がありません。また私ど  
もの推奨する浅井候補は誠実その  
もので経験豊か、ぜひこれらの候  
補を当選させたい。理事も皆さん  
とサポートしてたたかおう」と提  
案した。仲井忠治全日本計理士会  
会長は「税理士界という職域を本  
來の姿に戻すのがこの選挙であ

候補に盛大なる手が挙がった。各界代表の推薦のことばでは最初に中村弘税理士清流の会会長が立ち「本日は大阪桜美会、大阪清流の会からも代表が駆けつけてくれました。大竹、浅井、横川三君を推薦した私どもの責任は大きくなれています! 格別のお力を!」と挨拶し、奈良武衛税理士桜友会会長は一波多野氏は日税連会長になれば、反対反対で内外から不信、そのため前回は私が立ちました。

副会長候補は、日本税理士政治連盟の幹事長などをつとめているので、スローガンの第一項は私が適役です。税政連の献金問題の際に見せたたゞさまたな東京税理士会をつかりさせるために立候補しました」と述べた。大竹・浅井氏とともに税理士清流の会から推薦され横川信男副会長候補は「私は官界にも四十年飯を食つて来たので、増田・有賀氏とは気が合う仲間であります。支部長時代大竹・浅井氏と一緒に、三十年間税理士であり、これから死ぬまで税理士。大竹氏の当選のたゆに老骨に鞭打つて立候補しました」と締括った。五人の



明日の税理士界をひらく会発表会



第3 第2  
スローガン スローガン

お使いになるかたの腕の一部になりきることを理想に、製品化されたウチダの設計・製図・デザイン機器。人間工学の追求にもとづき、独自のノウハウが生かされています。多種多様な現場のニーズに応じる、豊富な商品群も魅力のひとつ。第一線の設計室、デザインルームでご愛用をいたしております。

# ウチタの 設計、製図・デザイン機器

明日を創り 明日をひらく  
株式会社 **内田洋行**  
事務機器事業部  
〒104 東京都中央区新川2-4-7  
ダイヤルイン ☎03(555)4281



# 税理士会役員選挙特集

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫



## 発行所

### 第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3

郵便番号 113 公認会計士会館ビル

電話 (816) 3346

発行人 岡崎寿士 (1部 100円)

編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)

## 目次

一頁…東京税理士会役員選挙  
熱戦の火ぶた切る

二頁…「明日の税理士界をひらく会」桜咲く上野の杜に大盛会!

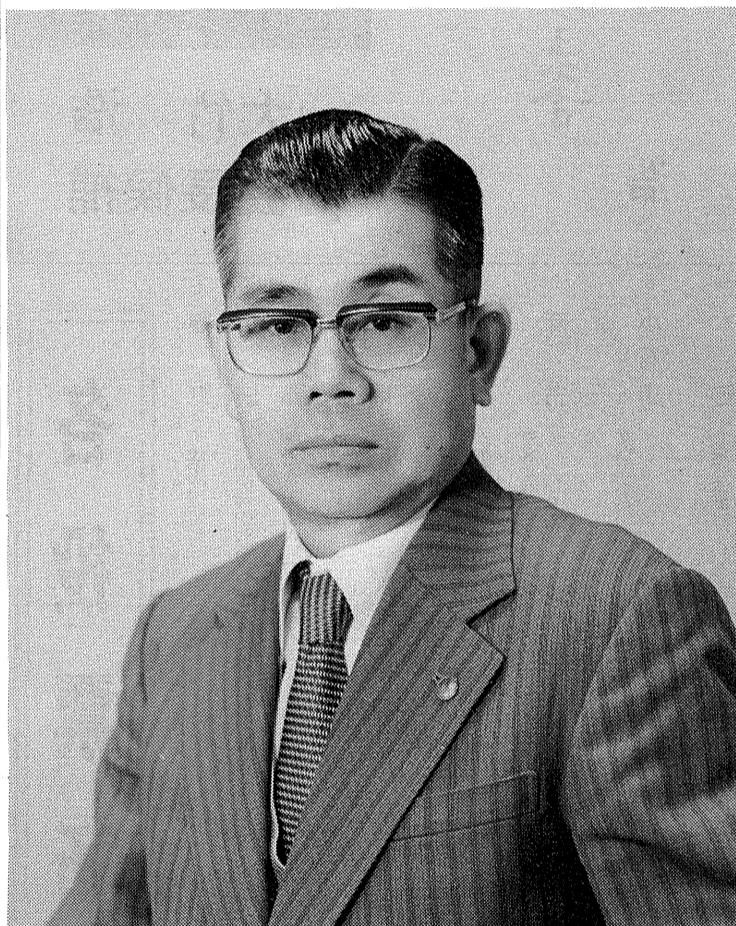
三頁…推薦御礼の挨拶

四頁…推奨御礼の挨拶

# 東京税理士会役員選挙

5月7日(木) 投票日

## 副会長に浅井新平氏を!



浅井新平副会長候補

終盤にあたり

さいごのお願い

副会長候補 浅井新平

東京税理士会役員選挙に際しまして副会長に立候補いたしました。私浅井新平は、四月六日の公示とともに諸先生方に御挨拶伺つたところにお会いできませぬうち、電話で御挨拶申し上げたりして参りましたが、まだそれほど多くの方にお会いできませぬうち、に、あつていう間に終盤戦に突入してしまいました。

毎日先生方を御訪問申し上げておりますけれども、この分でとくに姻りきれないで心ならずも失礼を申し上げることになるかも知れません、その節は何卒御容赦ください。

また、かつてない激戦でございますので夢中のうちにとりまぎれますので迷惑をおかけしたことわざつともお断りせざりません。

申訳なこと存じております。

終盤の状況は各候補とぞれ互角で、まったく予断を許さないものがあります。どうか、もう一步

の展望をお与えくださいよろしくお願い申しあげます。

私は公認会計士専門の調査をしております。税務業務の企業進出と

商法改正の国会審議がはじまりました。私も結局成するものと思われ、私たちも先見力をもつて、成立後

における税理士の権益擁護や業務拡充の方途を今から講ずる必要が

あります。税務業務の企業進出と

公認会計士専門の調査をしては

これが運ばないと思われます。幸

い唯一の兼業候補者であります

私浅井新平は、その両制度のハイツをつなぐ手として必ずお

役に立つ所存です。

また、毎回役員選挙では一万名の会員諸先生にお願いする関係か

ら多額の選挙資金がかかります。私が、私にはともかく、これ

から役員に立候補される若い先生

方にとりまして重いこととなる

のがあります。どうか、もう一步

の展望をお与えくださいよろしくお願い申しあげます。

税理士界には、以上二つの問題を

公認会計士兼業者等々との調整問題

が大きくクロースアップしてまい

ります。今日から明日にかけての

税理士



## 終盤に臨み

### 最後の御願いを申し上げます

会長候補 大竹 浩

今回の東京税理士会役員選挙における不自由、大竹浩の会長立候補に際ましては、諸先生から絶大な御推薦、御支援を蒙り、誠に有りがたく、どんなに心強く思つてゐるか知れません。衷心より深く感謝申上げます。

私、精神的に諸先生の許へ御挨拶と御願いに伺つておりますが、

間に立合説会などがあつたり、諸会合などへの顔出しなどがあつたりして、心ならずも欠礼してい

る先生がおりかも知れません。その場合は何卒、御寛容もって御

容赦賜わりたく御願い申し上げま

す。また業務超多忙期の折柄にもかわらませず、必ず大竹を勝た

せてやるなどの意込みで、早朝から夜遅まで、或いは雨天などにめげず、一票お願いの電話をか

けて頂いたり、知人を御訪問くだ

さつたりしておられる先生方には

何と御礼申し上げてよいか、ただ

ただ感動いたしております。

一々

御礼申し上げるべきところであり

ますが、空前の激戦などござり

ます。しかし、決戦のときもこれ

ををお許しください。

五月七日(木)投票のこの選挙

も、いよいよ終盤にさしかかって

おり、混戦模様となつて、全く帰

路は予断を許さず、大竹支持に転

化したところもあれば巻き返され

てしまふこともあります。いま一

歩であります。何卒先生方のお力

でこのいま一步の壁を突破破つ

て頂きたく、終盤に臨みます。重

ねて御支持方、御集票方を御願い

申し上げる次第でござります。

私の今回の立候補を決意させた

のは、名譽心などという次元で

ではなく、まったく明日の税理士界

の影響があります。幸い私は外部か

部から孤立するのも当然だといひ

たないなどいわれますように、

金員員ひとりこのような傾向に

懸念を抱いておられます。

このようなどでは、広く政・

商法改正問題などともからんで

も無関心ではない。云々」

業界は新時代を迎えるとしてお

り、これから益々業務充実や他業

界との調整を必要としますが、そ

れには私は及び浅井新平、島崎勝将、

増田進、横川信男各副会長候補の

当選あつて一層奮闘です。

とりわけ第一税理士協議会の諸

先生には浅井候補を選させて頂

けますよう特段の御高配を御願い

申し上げます。また税理士専業の

先生方におかれて、明日の

税理士界をひらく展望のもとに賢

明な御投票が頂けますよう、最後

の御願いを申し上げる次第でござ

ります。

## 各投票所一覧

- ①投票所番号 ②支部  
名 ③投票所・住所 ④  
電話番号

1 駒町 千代田区六番町一 駒町支部 (164) 0049

2 神田 千代田区神田淡路町二一三 株丸会館三階 (155) 3371

3 日本橋 中央区日本橋人形町三一三一五 大橋芳町ビル三階 日本橋支部 (385) 8619

4 京橋 中央区新富二一三一八 富島ビル 京橋支部 (553) 1788

5 芝 港区芝五三一三一三 芝営業指導所 (453) 6516

6 四谷 港区元麻布三二二一 ルミエール元麻布三〇一 麻布税理士会館 麻布支部 (404) 2866

7 麻布 港区元麻布三二二一 ルミエール元麻布三〇一 麻布税理士会館 麻布支部 (404) 2866

8 小石川 文京区小石川二一一一 二山京ビル五〇六 小石川税務経営指導所 (411) 4680

9 本郷 文京区本郷二一五一七 本郷税務経営指導所 (831) 9831

10 下谷 台東区下野二一四一二 台東区立上野区民館 (811) 5855

11 浅草 台東区蔵前一三一七 株浅草税理士会館 浅草税務経営指導所 (811) 5855

12 品川 品川区南品川四一二一三 品川会館内 品川支部 (874) 0843

13 草薙 品川区平塚三一三一〇 福井ビル三〇五号 草薙支部 (781) 8070

14 大森 大田区中央七一四一五 大森税理士会館 大森支部 (754) 一八二一

15 品川 品川区平塚三一三一〇 福井ビル三〇五号 草薙支部 (754) 一八二一

16 蒲田 大田区蒲田四一四一九 蒲田支部 (734) 五五五九

17 雪谷 大田区雪谷大塚町八一 雪谷支部 (734) 五五五九

18 北沢 世田谷区世田谷四一〇一 世田谷税務経営指導所 (411) 六三五三

19 玉川 世田谷区松原六一一一 北沢支部 (331) 七八九四

20 目黒 世田谷区玉川二一四一三 玉川税務経営指導所 (700) 〇五八〇

21 渋谷 渋谷区宇田川町四一三 河野ビル二階 渋谷支部 (715) 一五八〇

22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1

中野 中野区中野五六七一六 ビジネスハイツ中野一〇〇一号 中野支部 (385) 8619

野並 杉並区阿佐谷南三一三七一三 北原ビル三階 杉並支部 (391) 一〇一八

23 板橋 板橋区大山東町四〇一六 朝日大山マンション二〇号 板橋税理士会館 板橋支部 (391) 〇四一

24 杉並 杉並区天沼三一六一六 吉田ビル 狹葉支部 (453) 三九三

25 狹葉 板橋区豊玉上二一三 業産会館三階中会議室 (453) 〇五三〇

26 板橋 板橋区西池袋三三〇一四 山栄ビル 豊島支部 (983) 二四七八

27 練馬 練馬区豊玉上二一三 業産会館王支部 (983) 〇九一〇

28 豊島 豊島区西日暮六一七一六 荒川支部会館 (983) 〇九一〇

29 王子 王子区東十条二一八一〇 王子税理士会館 王子支部 (800) 五五七七

30 荒川 荒川区西日暮六一七一六 荒川支部会館 (800) 五五七七

31 足立 足立区中央本町二二六一四 第一相銀行五反野支店 (852) 二五一

32 西新井 足立区栗原二一〇一六 西新井法人会館会議室 (849) 8111

33 本所 墨田区業平二一五一七 本所税理士会館 (849) 二四八

34 向島 墨田区東高島二八一五 向島法人会館一階会議室 (849) 〇八三四

35 葛飾 葛飾区立石七一二一七 葛飾支部 (849) 九八四四

36 江戸川 江戸川区平井四二一四 江戸川支部会館 (849) 一九三一

37 江東区 江東区富岡二一六一二 富岡区民館 (849) 一九三一

38 江東区 江東区亀戸二一三六一四 長崎ビル三階 江東東支部 (849) 一九三一

39 青梅 青梅市青梅三七五 青梅市民会館 (849) 一九三一

40 八王子 八王子市三崎町五一一八王子税理士会館 (849) 一九三一

41 町田 町田市中町二一四一二 高峰ビル 町田支部 (849) 一九三一

42 立川 立川市高松町二一七一七 TBKビル101号 (849) 一九三一

43 東村山 東村山市本町二一〇一七 東村山支部 (849) 一九三一

44 武藏野 武藏野市中町二一三一七一二 武藏野税理士会館 武藏野支部 (849) 一九三一

45 武藏府中 調布市小島町二一三六一 調布市市民センター三階会議室 (849) 一九三一

(月)付日本経済新聞一面記事に  
處できます。この際、税理士界に

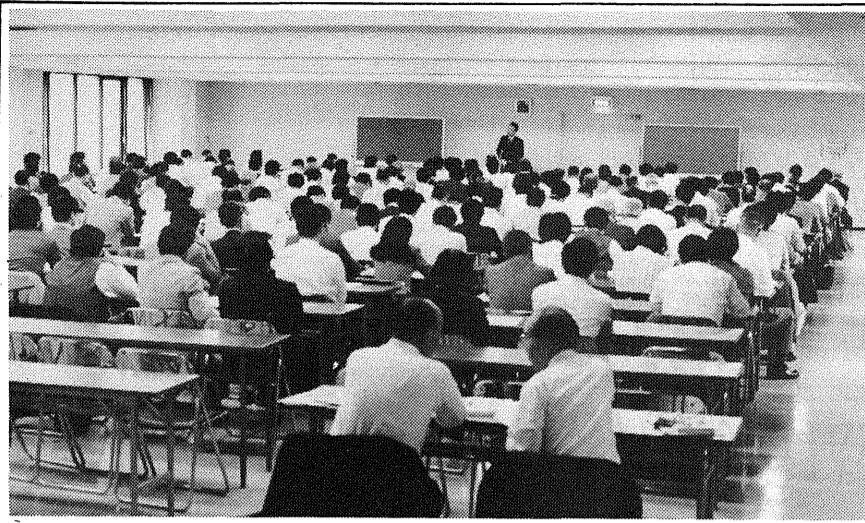
することができまし、非職業団  
体の税理士業務進出にも毅然と対

しておられます。と申しますのは、四

月七日付日本経済新聞一面記事に

**あと一步です。五月七日木には是非右投票所に  
お運び頂いて御投票下さい。なお、五月七日に都合のある方は、五月一日金の不在者投票日(税理士証持参)を御利用下さい。**





第三回 沢ノ村に上る者不道道破傳会  
参加者三百五十名を超える大盛

か。駄目な例はあるのか」と言つた。四元氏は「具体的にはわからん。しかし実際には税理士が泣き寝入りしている。今度の改正で増える被監査会社は七〇〇社と聞くが、四〇〇社は証券取引法の子会社の関係で、公認会計士が入っている。親会社の指令で、これからはこの税理士に頼めといふことが実際に多い。子会社から孫会社ともなると更に多くなる。なるほど監査している公認会計士自体はやらないが、その事務員の税理士については、監査法人の場合は税務ができる。友人などは野離しだである。そのようにAとBを相互交換することは自由である。公認会計士の監査が増えれば税理士の税務が増えるというが、それほど気前のよい公認会計士ほかないから、バカにした話である。そんなわけで一〇億が五億になれば税理士は一〇倍、一〇〇倍の不安を持

つ。私は公認会計士だが、その私ですら親会社を通して子会社の税務を取られている。皆は「武士は食わねば高揚枝」で我慢している」と答える。転じて横山議員は中瀬会長に「意見差控を出した公認会計士はどうなっているか、監査日数とは何か。一体今の不安解消をこの法律はなしておられるか」と聞いた。中瀬会長の「公認会計士が監査を主としている場合、その親会社はもとより、その子会社、孫会社の税務は厳然とできない。税理士さんの不安はわからないではないが、実際はないものである。若しそういうことが懸念されるなら両者からの代表による苦情処理機関を作ればよい。公認会計士は充分な監査を実施しており、協会には審査機関があつて、監査マニュアルなどを出し、どの会員も均質の監査をしている」との答弁で横山議員の質問は終わった。

小林進（社）議員が立ち、坪内氏に向けて「会社性悪説」を説いた。坪内氏は「先生の高邁な経論を聞いたが、利潤を上げるのが会社だといふけれども企業は面目に働いている。政治献金は治資金規制法に基づいてやつてある。そういうべきである」とある。小林議員は四元氏に「税士の親方に聞くが、職域の問題として、税務は税理士で間に合うに、料金の高い公認会計士をやつて企業は金がかかるというが、調整とはどんなことか」と聞く。四元氏は「税理士は会計監査の調査にさらされるから慎重にできない。しかるで税務はあの程の会社で税務にタッチしておれらざるを得ない。税理士が税務をやつたまうが信憑性が高い。費

。公認会計士が税理士つのはいいが、やる  
してどちらか一方に  
いうことである。それ  
解決する。それな  
は両方やっている。  
合のように交換があ  
ある」と答える。小  
会長に「会社の不正  
を挙げてくれと言  
に、その回答が聞け  
計士は単なるサー  
に尻っぽを振って  
だけではないか」  
瀬会長は「会計監  
理士が作る。その信  
会計士という第三者  
じめ保証される。  
税理士は両立でき  
が悪いことをしよう  
をわれわれがクリヤ  
監査の今は  
ない。イン  
の機能を持  
くない」と  
稻葉義昌  
るが、反対  
と言ふが  
言葉を見て  
代表意見と  
こそ一部の  
からむとは  
テムとして  
までのあり  
作るという  
た、という  
四元氏  
とは言わな  
うに筵席を  
といふよう  
ない、とい  
の正副会長

在る。集団監査、組織個々の自つぶしはできターナルコントロール、つているので心配は全答えてる。

「四元氏は、不満はあるための反対をしない意見で下部の意見ではどうか」政治問題がどういうことか。シスの基本的問題とは、今方でなく、別の制度をことを自民党が承ることか」

不満だが反対しない、い。四八年の時のよおっ立て廢案を狙うな激しい反対運動はしたことである。税政連や日税連の専務理事が

題について長に「公然としている事件をや日本本筋なり。これと中瀬会議と言える。これが始まつた。三五から四十五年五五年から十年以降る。公認なく、正できないから注意してある。鍛治清者にも作る」という

氏「調べたところではストレートは七人しかいないが、事前確保することはむずかしくて避けねばとも、そして子会社はござります。それで、うなづいておられました。」  
会社「〇×〇」と言うのは会社でござることとしても、下請は元請に弱いから、請から公認会計士を頼むことは考へておられました。そこで、万単位で起業する。もちろん、しっかりと問題でもあるが、屋敷地の所有権もあつておれば問題ないが、理想論。煮えくら返つても、問題でもあるが、取られては駄目、事前登録制で取らざるを得ないようにしてほしい」  
議員「中小企業に負担を強めることについて」  
会長「資金五億円以上、万円ほど監査報酬は企業の責任としても払うべきですか。」  
会社「五億円の企業はほとんどない。一〇〇万円や二〇〇万円など監査報酬は企業の責任でござります。」

瀬会長「私が増えること理士が減ることはない。費用概に簡単に言えない。簡単なものであれば、日数のかかる会社ある。今度の新しい会社が、一〇〇万円以上の報酬になることえられなく」

そこで岡田議員は岸内氏に総会議や単位問題等を質問して再び中瀬会長に、「公認会計士の問題だが、公認会計士は登録する会社と契約を結んでやるから厳しくできない。厳しくは困る問題があるのではないか。会社が悪いことを余りに厳しくしたら別の公認会社とまあまあではないか。公認会計士の独立性はどう保てるか」

中瀬会長 四十九年当時は、協  
議の役員でもなく、会長でもない  
で知らん」  
安藤議員 「組織的審査機構の問  
題だが、独立性はええのかいなど  
いうことから出ていると思うが、  
完全に独立した第三者機関が選任  
するのがいいと思うけれど、協会  
は考えていないのか」  
中瀬会長 「先程四十九年と言つ  
るのは間違いで、昨年会長になる  
前のことがあつた。第三者が選任  
という問題だが、いろいろ考えた  
が、結局現行がよく外国でも採用  
されてピュアレビューとしてお  
互にチェックするとか、監査委  
員会を交替されるなどのことがア  
ベリカでは考えられている。今後  
は充分考えていただきたい」  
坪内氏が今時改正で会計監査人  
は株主総会で選任されるようにな  
ったから独立的な監査機能を推進  
されるのに役立つはずだと付言し

元氏に聞くが、監査の費用を云々などしたけれども、その他中小企業にしてはいうべき被害を与えるか」  
四元氏「五億円に下がると、五億円は中小企業に相当するが内輪の株主だけの会社なりのストレートに負担がかかる。また税理士に意見はおねだりして入れられていくのでどう目へ立てる必要はないが……」

安藤議員「この改正の動機、これは企業の社会的責任であった。ロッキードや丸脱トヨベットによることばかりでチェックできなか。中瀬、四元、坪内三氏に聞くが、中瀬会長「ロッキードが日本なら十分発見できる。ただ受け入れた外は発見にくい。正當な細かい注意を払つてチェックしていくため、「監査マニュアル」を作った。簿外の債務保証を発見できないようにしている。」

四元氏「税理士を本業としている

四月二十五日（土）午後二時  
ら行われた第一税理士協議会主催の第三回法人税改正基本通達研究会は、今回は東京会共同事務所の協賛を得、三百五十名に及ぶ参加者を数え大盛会であった。

前回、十二月十三日（土）開催の時は二百名の参加者を得、講演の渡辺源夫氏（国税庁法人税課長補佐）の明快な解説は感銘を呼び、時宜を得た研修会開催であると好評であり増え人気を博していった。

当日の研修内容は、I 第三次達改正に至るまでの背景と考え方 II 主要な改正事項(1)棚卸資産の処理評価(2)有価証券(3)販賣損失(4)未評価(5)引当金準備金(6)借地権縮記帳(5)引当金準備金(6)借地権渡辺源夫講師の仔々細々とに説明に三時間の研修時間は少な過ぎるとの声も聞かれた。

只今、第四次法人税（公益法人基本通達の改正作業が進められているので、当会としては、第四次通達がでた時点で早めに研修会を開催しますので、また、多数の方々の参加をお待ちしております。

稻葉誠一（かわらせ せいいち）が催修協もつた。「公認会計士はつうで、大ら給料を貰つか。四元氏はの職域を侵害氏はないとといふときせる方々がいる。」とさりげなく公認会計士から独立して表われながと云つた。それが公認会計士省から独立し、省管加盟の特許監督官庁の監督ことである。」証取法上貢分精神的な独立性がある。アーリカの税務の仕事をする。もう一つは「独立監査人」という。紀律委員会がいる。もう一つはればよい。会員を

され、各党の支持を得ずとしている。しかし、かという点は、廃案なのはしないという「注書」である。全部の機関とて、総務会では「やるべし」とてお願いしている。この法律ができないと、自民党と「約束」して、「が始動しないから、はあるのだが、要すうことである。「題」という表現はした。一昨年税理士法改正案公認会計士協会は猛烈に反対した。公認会計士に肩を持つ議員は反対するが、これは反対されなる。一方で、一〇四年度は、公認会計士の仕事は、中瀬会合へもあくまでもある。公認会計士は、過して寒言わぬ機関としている。鍛治清賀は、懇意に交際する。そこでその際、将来資本引上げ等を考慮すると、レベルで合意していく。については、當時の山日本税理的には、二〇億円程度である。理論的には、二〇億円引下げる必要は全くない。力学の問題で仕方がない。公認会計士は、内部では私よ説う」との意を述べた。はい議員が立つ。はじめてのほうは、鍛治清賀は、懇意に交際する。そこでその際、将来資本引上げ等を考慮すると、レベルで合意していく。については、當時の山日本税理的には、二〇億円程度である。理論的には、二〇億円引下げる必要は全くない。力学の問題で仕方がない。

議員「先程から職域の問題で、公衆が通されている。この法律が通施される場合、どこまで長長「そういう実数は把握しかしいはずれにしても、士の仕事が増えれば税理士が増える」

員「税理士会の要望はお入れられている。それで反対か。付帯決議をつて対をやめるのか」

曰く言いがたいたが、五億円維持が守れるかはわる。修正され感謝するが、前を追う獅子となる。基本問題」が駄目を大事にするため旗立た。一〇億円維持も駄目いうのと、一〇億円あるといふ意見あるが、前多数説である」

員「税務が浸透されると数は？」

○億から五億に下げる」といふが、認め会計士としては何社増えうか。税理士は何社減るという。増えても税理士の仕事は減ることは全くない。一〇〇円から二〇〇〇万円も払えるなら、公認会計士として「金がかかるなら安くストレートにほせ」だが、それを「たくさんではなからうけだたさんではなからうけだ」といふ。子会社や孫会社や下請が多いといへん。下請を逃さないの身元は十分あるのである。公認の監査が有効に機能するも税理士も支持するが、システムは欠陥が露呈している。そし税理士が犠牲を払う必要があるのか。議員「約六〇〇社だが税理事が減ることはないとさうが、六〇〇社分も減るといふ。報酬が一〇〇〇万円〇〇〇万円でないなら、で

額の金が動くとなると会社の各機能がチャックするし、今度の改正で自主的監視機能からチャックするようになる

坪内氏「ロッキーのようにならぬようにある」

最後に安藤議員は坪内氏に株主総会の時間などの問題を聞いて、坪内氏が審議予算書を審議しないのは形骸化でないか、と聞い、坪内氏が審議予算書を審議することを形骸化でないか、と安藤議員は「だから会計監査人の役割は大きくなつてくる。監査役をすることが形骸化でないか」と、安藤議員は「だまつてやる」という話を聞くがと質問した。坪内氏は、私も聞いており、今会議ではないとはいえないが、少なくとも監査役は取締役になれない者がなつてくる。監査役は取締役になれない者がないといふことであると答えて、午後一時五分半前部を終つた。午後二時再開され、東大法学院教授鶴原大、神戸大法学院教授河本一郎両参考人による専門的な事項を訊いて从々六時まで審議が続いた。以上は五月六日の大要である。

小林進（社）議員が立ち、坪氏に向けて「会社性悪説」を説いた。坪内氏は「先生の高邁な経論を聞いたが、利潤を上げるのが会社だといふけれども企業は面目に働いている。政治献金は治資金規制法に基づいてやつてある。総会屋と社長の癒着は経営問題の問題で癒着していない会社もある。そうなるべきである」とある。小林議員は四元氏に「税士の親方に聞くが、職域の問題として、税務は税理士で間に合うに、料金の高い公認会計士をやつて企業は金がかかる」というが調整とはどんなことか」と聞く。

四元氏は「税理士は会計監査できぬ。しかし税務はある程度の会社で税務にタッチしておれ全部会計書類を自ら通し、国税の調査にさらざれるから慎重にらざるを得ない。税理士が税務やったほうが信憑性が高い。費

内節約による。公認会計士が税理士の資格を持つのはいいが、やる場合は職務としてどちらか一方にしてほしいということである。そしてほするところ万事解決する。それなりに公認会計士は両方やっている。小林議員は中瀬会長に「会社の不正を正した実例を挙げてくれと言っているのに、その回答が聞けない。公認会計士は単なるサバントで、企業に戻つぱ振つて歩いて歩いているだけではないか」と言つた。中瀬会長は「会計と監査は二重責任制が採られている。財務諸表を税理士が作る。その信憑性は、公認会計士という第三者監査を得てはじめて保護される。公認会計士と税理士は両立できる。会社の不正を正すいた例としては、会社が悪いことをしようとしているのをわれわれがクリヤーしてきただから皆知る。たまたま洩れたのが不正事件となつていただけである。われわれは守秘義務があるので具体的には言えないと。不二サッシ以来、公認会計士は企業の不正を継続している」

氏「調べたところはストレートで是が如きは七人しかいないが、事前確保することはむずかしくなうけれども、そして子会社は二社ある。下請は元請に弱いとしても、公認会計士を頼むと反対できない。万単位で争う。もちろん、しっかりと請から公認会計士を頼むと、たら反対できない。万単位で争う。もろろん、しっかりしておれば問題ないが、屋敷問題もある。それで、転ては駄目、事前登録制で取らざるにしてほしい」

瀬会長「私どもが増えること理士が減ることはない。費用概に簡単に言えない。簡単な「あれば、日数のかかる会社ある。今度の新しい会社が、一〇〇万円以上の報酬になることえられない」

（）で岡田議員は坪内氏に總会策や単位株問題等を質問して再び中瀬会長に、「公認会計會の問題だが、公認会計士は再び会社と契約を結んでやるから厳しくできない。厳しくは困る問題があるのでない。余りに厳しくしたら別の公認会計士にしようということがある。会社とまあまあではないか。会社が悪いことを公認会計士の独立性はどう保てるか」

瀬会長「Aの公認会計士もBの公認会計士も同じ品質の監査をやつて指導しているので別の会計士に変えても無意味。紀賀会議等で監査の質は厳しくクしている。会社もそんなに

中瀬会長 四十九年当時は、協会の役員でもなく、会長でもないで知らない」  
安藤議員 「組織的審査機構の問題だが、独立性はええのかいなどいうことから出していると思うが、完全に独立した第三者機関が選任するのがいいと思うけれど、協会は考えていないのか」  
中瀬会長 「先程四十九年と言つたのは間違いで、昨年会長になる前のことであった。第三者が選任にこりうる問題だが、いろいろ考えた結果現行がよく外国でも採用され、大陸では考へられてゐる。今後これでピュアレビューとしてお出しにチェックするとか、監査責任者を交替されるなどのことがアメリカでは考へられている。今後は充分考へていただきたい」  
坪内氏が今時改正で会計監査人株主総会に選任されるようになつたから独立的な監査機能を推進されるのに役立つはずだと付言しました。

元氏に聞くが、監査の費用を云々をしたけれども、その他中小企業にしていう被書を与えるか」四元氏「五億円に下がると、五億円は中小企業に相当するが内幹の株主だけの会社ならストレートに負担がかかる。ま、税理士会員の意向はおむね受け入れられていて、どう自ら立てる必要はないが……」  
安藤議員「この改正の動機、やはり企業の社会的責任であった。」「ロッキードや丸脱トヨベットのよなことばなしでチェックできなか。中瀬会長「ロッキードが日本をなら十分発見できる。ただ受け入れの注意を払ってチェックしておいたために、監査マニュアル」を作った。簿外の債務保証を発見で見つかり、ようとしている。」  
四元氏「税理士を本業としているので監査のことはストレートに答えないが、とにかく税理士会員は独立した公正な立場で仕事をしていく。助言義務で、会社で不正をやつておれば助言する。国税庁から事後審査があるのでい加減な



# 質問 応答 質疑 稅務

の相関関係で、種々の課税関係が発生する事があります。つまり保険の契約人が、契約保険料の支払いという考え方についておりますから、右の三者の相関関係により、ある時は所得税、ある時は相続税、またある時は贈与税の課税をうけるということになる訳であります。

過日、税務署からの通知で、昨年三月に生命保険相互会社により、私が支払いを受けた二五年満期の生命保険金に対し、贈与税の申告書を任意提出するようとのことです。が、生命保険の課税のしくみ等についてわざわざ教示下さい。(A生)

回答

最近、生命保険に関する特徴的な生存者が、約款により、給付を受ける場合に、贈与税の課税、あるいは一時所得による所得税の課税等を受けるケースが多く発生しております。したがって、平素私たちが受け取っております各種の保険金・給付金などは、その契約の種類・様式によって、どのように課税関係が発生するか、どのようなしくみで課税を受けるのかを熟知することは、節税対策の面からも重要な問題だと考えます。

最初に、生命保険金に係る課税関係のうち、重要なことは、

一、保険の契約者

4	3	2	1		5	4	3	2	1
夫	夫	夫	夫	者 契約	夫	夫	夫	夫	者 契約
妻	妻	夫	夫	被保 險者	妻	妻	夫	妻	被保 險者
※弟	※弟	夫	妻	金受取人 死亡保險	子	妻	妻	夫	夫 人 満期 保險 金受取人
贈与税	所得稅	相続稅	相統稅	稅金の種類	贈与稅	所得稅	所得稅	所得稅	稅金の種類

- 意見を求めたり、意見を述べたりする仕方ほど、率直でないものはない。それを求める者は、友人の思うところに心からの敬意をもつて、まるうつにもみえる。それでいて実は、友人をこちらの思うところに賛成させ、友人にこちらの行いを保証させようとばかり考へているのである。  
さて、意見を述べる者は、欲ばれのした、真剣な顔をしながら、相手の寄せる信頼に報いる。ところで盡をあけて
- 意見を求めたり、意見を述べたりする仕方ほど、率直でないものはない。それを求める者は、友人の思うところに心からの敬意をもつて、まるうつにもみえる。それでいて実は、友人をこちらの思うところに賛成させ、友人にこちらの行いを保証させようとばかり考へているのである。  
● 人は、あらかじめ立てた計画によるものは、むしろ心の弱さにひがれて、他を裏きるやうなことをするのである。  
● 人がしばしば悪いことをするのは、悪いことをして
- われわれは、人前で猫をかぶることに慣れている。だからしまいには、自分自身にすら、猫をかぶることにならねばならぬのである。  
● 狂い行いと、人の裏を搔く行いとは、ただ、腕が立たないことに基因する。
- 細かすぎるることは、即ち馬脚をあらわすのである。かさを示すものだ。一つの場所でしほを出さなかつたら、つが、ほかの場所では、とくに馬脚をあらわすのである。  
● 敵を履きしものがあつた。ほんとうの明敏は、どうしらべた細かさを指していう。

	4	3	2	1
夫	夫	夫	夫	者 老者 障者 扶助者 金受取人
妻	妻	夫	夫	障者 扶助者 金受取人
※弟	※弟	夫	妻	税金の種類
贈与税	相続税	相続税	相続税	

- 人間は、あらかじめ立てた計画によるよりは、むしろ心の弱さにひかれ、他を裏切らぬよなことをするのである。
- 人がしばしば悪いことをするのは、悪いことをして
- われわれは、人前で猫をかぶることに慣れている。だからしまいには、自分自身にすら、猫をかぶることになるのだ。
- 猫も起きてても狡く立ちまわらんがためだ。寝ても起きても狡く立ちまわることは、量見の浅いかさを示すものだ。一つの場所でしきりばを出さなかつたら、ほかの場所では、とかく馬脚をあらわすのである。
- 狹いらいと、人の裏を搔く行いとは、ただ、腕が冗りないことに基因する。
- 細書きすることは、眼敏を発育させたものだ。ほんとうの明敏は、どうしりて細かさを指していく。

人居留地に賦課する地代、外國人にに関する名種の免許手数料等、諸譲税軍資金(明治元年四月の公布を以て各藩の石高一万石毎に金三百円)の算率をもつて毎年賦課するもの(諸過料・板籍諸候の邸宅など)川々国役金(諸川の堤防費)にあつた金穀を没収したもの(川々国役金(諸川の堤防費)にあつたため旧幕、旗本、社寺の領地に賦課したもの)雜收入とづく。  
明治二年十月から三年九月までの第三期からは蚕種及び生糸税が加わった。これは在

(公認会計士 稅理士 岸本勝次)

## 受取生命保険金の 税金につ

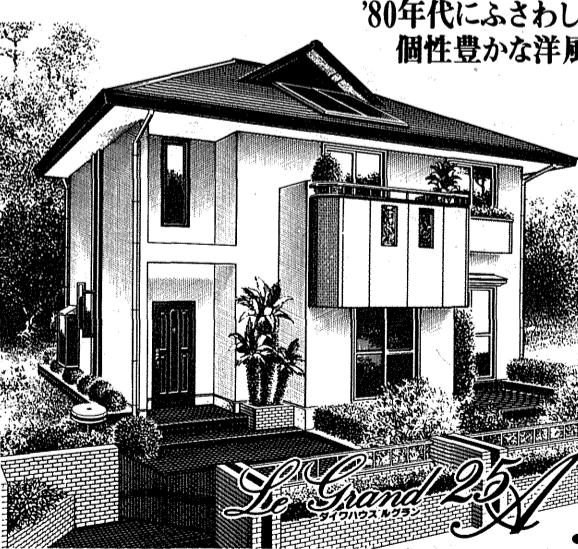
## 税の歴史から

14

日本建築の良さとモダンな感覚が  
調和——寄棟タイプ



## しあわせづくり、夢づくり



## '80年代にふさわしい 個性豊かな洋風タイプ



## 敷地が有効に生かせる 総2階建プラン

 大和ハウス工業株式会社  
本社 〒550 大阪市西区阿波座1丁目5番16号 大代表 06(532)6351  
東京支社 〒103 東京都中央区日本橋1丁目3番13号 代表 03(274)0311  
建設業者許可番号：建設大臣許可（特許）第279号  
宅地建物取引業者免許番号：建設大臣（5）245号



# 第一税理士協議会 基本方針

昭和五十五年四月十四日に改正税理士法が公布されて、税理士業界は新たな局面に入った。よつて、第一税理士協議会は次の基本方針を樹て、その実現のために活動する。

## 一、第一税理士協議会の税理士会における指導的立場の確立

わが国の税理士制度は、その資格取得の態様が複雑多岐にわたつてゐるので、組織内部には多くの問題をかかえている。その影響は税理士本来の業務に投影しかねまじく、それは国や納税者にとっても不幸なことである。今にして、組織内部の種々のグループの立場を理解し、グループ間に信頼される指導グループが出現しなければ税理士二〇〇年の大計を誤ることにもなりかねない。そういう指導グループは、闘争的であつても微温的であつても失格である。その意味において、公正な立場でグループ間のリーダーシップをとりうるものは、わが第一税理士協議会をおいて外にはないと思われる。その自覚のもとに第一税理士協議会は組織の強化を計り、こころある多くの税理士が希求している指導的グループとしてあつても微温的であつても失格である。その意味において、公正な立場でグループ間のリーダーシップをとりうるもののは、わが第一税理士協議会をおいて外にはないと思われる。

## 二、公認会計士兼業税理士の全国的組織化に対する協力態勢の確立

第一税理士協議会の、税理士会における指導的立場の確立は全国的規模において実現されなければならない。そうすることによって指導的立場の確立も促進される。そこで、近畿税務研究会及び通知公認会計士会と相呼応して全国的組織化を早急に果たす必要がある。

## 三、自由加入制の一国税局管内に複数の税理士会を認める制度(一局複数会制)の導入

税理士の資格取得制が複雑で税理士会の組織内部が不安定

であることや、東京や大阪がマンモス会になつていて会の管理能力の限界を越えており、その運営に支障をきたしている。そこで、第一税理士協議会は同志的に自由に加入のできる一局複数会制を夙に提唱してきた。その影響から今回の改正税理士法中にも「税理士会の分割」事項が盛込まれたが、これは地域割の分割で、それ自体でも実現の可能性の薄いことは利益するところはない。強制加入制のもとで一局一会制が採用されていることに多くの問題がある。われわれは税理士会が強制加入制であるが故にせめて自己の所属すべき税理士会を選択する自由があるべきこと等を世に訴え、税理士会内の一局複数会制を希求するグループと力を合わせて、実現のための法改正運動を継続して忍耐強く促進する必要がある。

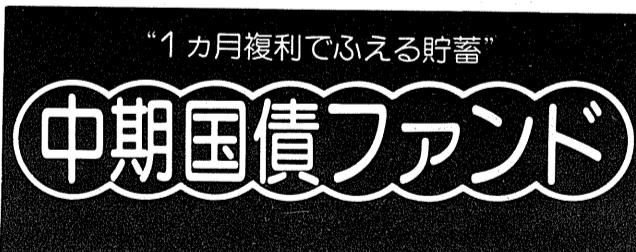
## 四、公認会計士の資格の今まで税務業務が行なえるための法改正の促進

公認会計士の資格の今まで、税理士会に入会せざとも税務業務を営み得ることは、諸外国ではすべて行なわれていることである。公認会計士兼業税理士としては大いに関心のあることである。

現行の税理士法上、弁護士と公認会計士と差別する理由として法制上の立場を云々する意見もあるが、要は税務を公正に行なうる能力の問題である。この点、两者を差別する理由は毛頭なものと思われる。われわれはこのような点を世論に訴え法改正に努力する必要がある。

以上、第一税理士協議会の果たすべき役割は重要である。したがつて、われわれは公認会計士たる税理士のすべての人々に、一日も早く第一税理士協議会に入会されるよう強く訴える。

第一税理士協議会を強化してこの基本方針を実現することは、税理士制度と公認会計士制度の発展に寄与する道である。



1年定期	6.25%	途中換金
普通預金	2.25%	出し入れ自由
(中期国債ファンド)	6.168%	出し入れ自由

1カ月複利  
1年たてば 6.346%

中期国債ファンドは野村證券

1年定期と普通預金を比べると、  
1年定期は利率は高くて、途中換金すると不利になります。  
普通預金は逆にいつでも出し入れ自由ですが利率が低くなります。

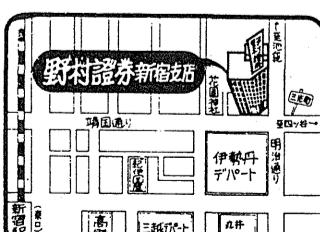
中期国債ファンドはそれぞれの良い点

「1年定期の有利さ」  
「普通預金の便利さ」  
を合わせもつた貯蓄です。

つまり「1年定期なみの利回りの普通預金」と言つることができます。

しかもこの有利な利息が1カ月毎に元金に組み入れられて、

いわゆる「1カ月複利」で増えますので、更に利回りがアップし、長くなればなるほど、有利になる貯蓄なのです。



野村證券  
新宿支店

郵便番号 160  
東京都新宿区新宿5丁目17番9  
(三光町交差点角・伊勢丹側)  
電話 東京(03)205-1001(代)

お申込みは私まで…… 担当 総務課長 宮原 清



# 應答 質疑 稅務

(1) 製品の売掛代金と材料の購入代金とを相殺する場合の印紙税の課税について

には該当しません。したがつて、原則的には、相殺分は印紙税の課税の対象にはならない筈です。  
しかしながら、「相殺であるむ  
ねの記載がない領収証は、実態が  
相殺にあっても、領収書の一般的  
な用法にしたがつて、「金銭また

とを交換すると記載した場合  
(記載金高のない場合)

質問

借入金額三、〇〇〇万円の支払の代りに、自己の所有地を譲渡する場合の「代物弁済契約書」の印紙税の課税はどうなるのでしようか。次の場合に分けて説明して下

- 人になだまされるまちがいのない道は、自分をよりよく扱うと思うことだ。
- 狹い人になだまされないためには、粗野であるだけで足りることがある。
- 弱さだけが、どうしても嫌めることのできない欠点である。
- 恋することこそ、恋す

- よい模倣というものと  
そ、低級な原風の下らなさ加  
減を暴露する。
- 持つてもいいなもの  
を、持つていろいろに見せかけ  
て、世の笑草になるなどには、  
持つてはいるものの世の笑草と  
なることはない。
- 人は時として、他人と  
ちがうのと同じく、自分自身  
ともちがうことがある。
- 恋の話を聞くことがな  
かつたら、ついぞ恋をしなか  
つただろうと思われる人があ
- 人は、退屈なんかして  
いといて、よくそれを誇ら  
うを相手にしたがらないけ  
にする。そして、低級なあから  
らを相手にしたがらないけ  
どうぬ惚れが強いのである  
● わざかな言葉で多くて  
ことを理解させるのが、大ト  
物の特質なら、小人はそれ  
反し、多弁を弄して「一つと  
て言う」と云々なき天与の才

箴言と考察

# 入会へのおすすめ

会費は年額一万円です。左記  
へ入会お申込みください。

現在、税理士会の内部において指導性を發揮すべき役割をになうものは、公認会計士兼税理士の組織である第一税理士協議会をおいてほかにありません。他のグループの組織の場合は、それぞれ利害関係がからみ、普遍的な指導性を發揮できないからです。税理士業界やその周辺との調整の役割を果たし得るものは第一税理士協議会をおいて、このないという認識に立って、この際第一税理士協議会へご入会下さいますよう、心からおすすめ致します。自由加入制による一局複数会を実現するためにも、ぜひ、ご入会を!

現在、税理士会の内部において指導性を發揮すべき役割をになうものは、公認会計士兼税理士の組織である第一税理士協議会をおいてほかにありません。他のグループの組織の場合は、それぞれ利害関係がからみ、普遍的な指導性を發揮できないからです。税理士業界やその周辺との調整の役割を果たし得るものは第一税理士協議会をおいてないという認識に立つて、この際第一税理士協議会へご入会下さいますよう、心からおすすめ致します。自由加入制による一局複数会を実現するためにも、ぜひ、ご入会を!

# ラミックのペン先

Pentel セラミクロンは、ペン先にセラミック（特殊陶器）を使用した、従来の筆記具にない芯先機構、特長を備えた画期的なペンです。



★一局複数会制の

早期実現をはかる

★税理士会の

正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫



発行所

第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3  
郵便番号113 公認会計士会館ビル  
電話(816) 3346発行人 岡崎寿士(1部 100円)  
編集人 岡田一馬(年額 1,000円)  
会員の購読料は会費に含む

目 次

- 一頁…初めて「税務関係三団体懇談会」を開く
- 二頁…収入金額(収益)の計上時期に関する問題(2)／迷語録
- 三頁…税の歴史から(15)
- 四頁…暑中見舞名刺広告

# 通知公認会計士会、近税研、第一税理士協議会代表 協会正副会長と共に新しい道を模索

七月二十二日、日本公認会計士協会内の税務関係三団体（通知公認会計士会、近畿税務研究会、第一税理士協議会）の代表による初の会合を開いた。改正税理士法の問題も一段落し、日本公認会計士協議会の体制もかわって、いよいよ新時代に対応し公認会計士たる税理士はどう歩むべきか、いかなる方向づけをすべきか、方針は具体的にいかにあるべきか——等につき、川北博美長ら協会新執行部をお迎えして、種々模索した。時宜に適した会合として今後とも継続開催を約するなど、意義に終始した。

会議は、第一税理松木正輝副会長の司会で進行し、先ず最初の呼びかけを試みた第一税理の岡崎寿士会長が挨拶した。氏は、この会合を呼びかけたのは決して第一税理がニーシャップを執意ではないこと、それぞれの団体がそれを団結を保持しつつ、全国を本とする協力態勢ができないもののか。その晩には税理士会において指導力を発揮することができる。第一税理の懸案の一局複数会制についても、公認会計士たる税理士の共通の願いであり、三団体本となれば、その実現に近づくと所信を述べた。

川北会長は、三団体存立の意義を述べつつ、この際原点に立ちかえて、忌憚なく探索しようと挨拶した。通知公認会計士会佐藤健勇副幹事長の挨拶では、「終戦処理」しつつ、税理士法附則37項の小規模適用者への管轄態勢を図りつたる税理士ならではの分野は多く、国際的にもどうぞあり日税連並ぶ二会制的視野が必要だ差で押して当選した。七月二十四日夜の日税連定期総会において、全国に十四ある名屋、東海の三税理士会は東京、名古木を織本秀実氏を推し、多難な業界の指導者として同氏を新会長に選ん

## 日税連会長に織本秀実氏

注目の日本税理士連合会（日税連）会長に、東京地方税理士会長の織本秀実氏（52）が、対立候補

川北会長は、三団体存立の意義を述べつつ、この際原点に立ちかえて、忌憚なく探索しようと挨拶した。通知公認会計士会佐藤健勇副幹事長の挨拶では、「終戦処理」しつつ、税理士法附則37項の小規

模適用者への管轄態勢を図りつたる税理士ならではの分野は多く、国際的にもどうぞあり日税連並ぶ二会制的視野が必要だ差で押して当選した。七月二十四日夜の日税連定期総会において、全国に十四ある名屋、東海の三税理士会は東京、名古木を織本秀実氏を推し、多難な業界の指導者として同氏を新会長に選ん

だものである。

ちなみに、織本氏を推した地方

税理士会は、東京地方、関信越、

近松正雄協会副会長は、公認会計士の選舉において、全国の全国一

化」ということについて異論が

あって、それが成立した状況や活動状態が違つたら早急には無理なのではないか、第一税理独自でないとあった。近畿税研会長として近松正雄協会副会長は、公認会計士の選舉において、全国の全国一化とはその謂であると述べた。

川北会長は、三団体存立の意義を述べつつ、この際原点に立ちかえて、忌憚なく探索しようと挨拶した。通知公認会計士会佐藤健勇副幹事長の挨拶では、「終戦処理」しつつ、税理士法附則37項の小規

模適用者への管轄態勢を図りつたる税理士ならではの分野は多く、国際的にもどうぞあり日税連並ぶ二会制的視野が必要だ差で押して当選した。七月二十四日夜の日税連定期総会において、全国に十四ある名屋、東海の三税理士会は東京、名古木を織本秀実氏を推し、多難な業界の指導者として同氏を新会長に選ん

だものである。

ちなみに、織本氏を推した地方



「契約効力発生基準」のもの意味については、確かに以上のような種々の論議ができるだろう。しかし筆者は、この基準の根底には、やはり売買に関する限り、原則的には「所有権移転基準」に一致するとする認識があり、それがこの基準の核心をなしていたものと考える（したがって具体的な状況によっては、収入金額計上時期の判断基準として、「契約の効力発生」か「所有権移転」かが、決定的な争点となることがある）のである。まさにその点が問題となつた訴訟事件があり、後にやや具体的に取り上げる。

貢などの收  
る「時間基  
を採用して  
人税の稅務  
ころがあ  
な考え方を  
き金額」を  
した金額  
開記の所得  
が「支払  
ものと考え  
簿記録を前  
と、ことに  
について  
くいとす  
めったもの  
事業所得と  
利息收入  
行上、「時  
かたのか  
の解釈と

現主義」と言いえどいても、お  
そらく同じようなアプローチがと  
られていたであろう。

(以下次号)

価償却によるその費用化を行なつて、いなかの点を中心的に、「発生主義」に至る過渡的認識基準として説かれることが多い。しかし飯野先生は、掲書のよう「支払期基準」(未収益の不計上)の点をその特色と挙げる学者もあり、本稿では、「利義務確定主義」の特色としてその点を挙げてみた。

(ちなみに「半発生主義」)「利義務確定主義」という場合の「利義務確定主義」の特色としては、上記の点のほかに、「引当金設置を認めない点などもあるが、減債却や引当金の点は、これらを資金として認める税法上の費用認識と異なっている。また、学者によつては、「権利確定主義」の概要の中で「未収益」の計上を認める者もあり、この点は、後の二例・論説の動向」の中で述べられる

● われわれが他人の美点を仰山に吹聴するのは、他人のねうども大切に思う心よりもむしろ、われわれ自身の鑑識を大切に思う心がそうするのである。そしてわれわれは、さも他人をほめるような風をしながら、じつは自分自身を人へほめて貰おうと思つてゐるのである。

● 人は他をほめたがらないものだ。利するところがないことは、けつして何人をもはめない。讀辞は、巧みな、職密な、しかも微妙な阿諛追従であって、それを与える者と

● 健士英才の栄華を量るには、それを獲得しようとしで、かれらが採つた手段にめどを置くべきだ。

● 阿諛追従は、人間の虚榮がなくては通用せぬ贋金だ。

● 大きな長所をもつだけ受ける者と個々別々に満足させる。或る者はそれを、自分の才能の報酬として受け、また或る者はそれを、自分の公正と識別力を注目させるためにあたえる。

ラ・ロシュフコオ著  
箴言と考察

有権移転の時点という考え方は、いつまでもなく、物権変動に関する民法一七六条の解釈について判例通説の立場に立つもので、通達もそのような解釈を前提にしていたものと思われる。

正確にいって、判例通説の立場に立つても、もちろん常に契約の効力発生の時点＝所有権移転の時点となるわけではなく、当事者の意思・契約内容や法令の制約によって、両者の時点が乖離が生じる。しかし個々のケースに応じて正確に所有権移転の時点を判断するることは、容易ではなく、外観的に契約の効力発生の時点を捉える方が、容易で確実である（通達は、譲渡・山林所得についても、財産権移転の時期が明らかでないときには、契約の効力発生の時点によることとしていた）。

通達が「契約効力発生基準」をとったのは、売買の場合以外をも含めて事業所全体をガバーリングする意図があった（もつともそれが無理であつたことは、前述のとおりだが）、と推測されことのほかに、右のような考慮も働いていたのではないかからうか。なお論者によつては通達が、「契約効力発生基準」ととつた理由として、民法の物権変動に関する学説が錯綜していて、所有権移転の時期が明確でないこと、「財産権移転基準」では、所有権保留料款付賃貸・延滞販売などの場合に対応できないことをつけ加える

なお同氏は、全文改正当時の税局長であり、右の論文で、改憲検討の内容と法文化の困難性について述べることとともに、現行法「当該事業年度の収益の額」(二)とは、当該事業年度に帰する収益の額というニュアンスを込めた表現で、結局このよくなき現をとる以外になかった旨を述べている。

(6) 昭和二年主秘一号通牒「七、同年税三六五四号主税税局回答「総収入金額ノ意義ニ関ス件」

(7) 昭和四・一二・一七行政院四年一・八五

(8) 昭和九・五・一〇行政録四・二六三

(9) 大蔵省財政史室編「昭和財政史 終戦から講和まで」第88卷二年(昭和四)四七二頁

(10) たとえば参照、志賀宣徳著「所得税法」(税務会計綜合講座)昭和三四四年八〇頁

(11) 同答申一五頁

(12) 小宮保「法人税の原理」(昭和四三年)二三四頁以下。もつとも同書は、法人税基本通達の同答申の基準について論じている。

(13) 同答申一五頁

(14) 飯野利夫「財務会計論」(昭和五二年)三〇一—三一頁。なお同「発生主義」は普通、「現金主義」に代わる「権利義務確定主義」

主正に二のに鷹を表べ七長五巻五財郎と昭半昭一

## 税の歴史から

### 名君の条件（その一）

ここで名君の条件といつたものについて考えてみよう。これは現代の指導者に通ずるものである。赤字による廃止をうながされている国鉄の越美北線に乗って福井から南下すること約一時間で越前大野という駅に着く。ここは茶道で有名な金森長近の築城した大野城の下町で、小京都といわれるように基盤の目の様になつた町並みと何か所か湧き出ている景しき徴がある。全国の市制をしていれる都市で上水道の無いのは大野市・愛媛県西条市・三市しかないといわれている。上水道がないらしいのである。繊麗な地下水がこんなと吹き出している所が何所もある。そこに天然記念物のイトヨという魚が生息しているのであるが、最近行つてみた時には、本願寺の御清水のそばの初代市长の私邸の庭の池に向尾か清氷でも御清水にもいなく遊びでいた。この美しい町に柳廻社という神社がある。祭神は明治元年に五十八歳でなくなった大野藩第七代藩主井利忠である。なぜ祭られているかというと、負債に悩む藩の財政を再建し、藩校明倫館を創設して文武の修練をつませると共に、洋学を積極的にとり入れ、近代化に指導力を發揮した人だからである。そして藩直営の大野屋という屋号の店舗を安政二年に大阪で開き、その後、箱館、大野、岐阜、名古屋と全国十二店舗にふやし、煙草、うるし、生糸、こうぞ、絹布等の領内物産から、大野丸という洋式帆船を使つて遠く北海道、樺太から運んだ産物まで販賣し、賃貸し、為替まで扱つて莫大な収益をあげていたという事である。（この項続く。）

## 税の歴史から

15

# セラミックのペン先

Pentel セラミクロンは、ペン先にセラミック（特殊陶器）を使用した、従来の筆記具にない芯先機構、特長を備えた画期的なペンです。



足立区梅田七一五二一八八二一 電話(八八六)八八二一	飯沼清夫 有賀徳寿	台東区浅草六一三五八 電話(八七三)七九八三	暑中御見舞申し上げます												中野区上高田四一四一 電話(三八六)三六三六	目黒区中町二二三三一 電話(七二二)八七四四	浅見孝 浅井新平 池田洋次郎
港区六本木四一八八二一八九一 電話(四〇四〇)八九一	海老美与治 宇津木三郎	世田谷区桜一一六一六 電話(四九一)七二〇九	岩村讓一 電新宿区原町一一七三	岩崎守利 電新宿区原町一一一〇	市川隆 電千代田区西一一一八〇五	磯崎勝 電朝日九段マソシヨン	石原光夫 電千代田区飯田橋二二一〇	石綱常雄 電コト一駿河台五三号室	石井操 電千代田区神田駿河台五三号室	石井巖 電足立区王子二一三一〇	大井新平 電北区王子二一三一〇						
武藏野市境二二二一三 電話(三五二)二二三三	上山五郎吉 兼山金刀因	練馬区上石神井一三〇八 電話(九〇〇)八三四六	加藤隆之 電台東区西浅草一六一四	長田邦稻 電台東区新橋二六一七	小川敏市 電荒川区西日暮里五六〇七	小川弘明 電大田区池上六一九七八	小川一郎 電墨田区立花一三三一六	岡田一馬 電中野区本町四一九一二	岡崎寿士 電中野区本町四一九一五	大盛広吉 電足立区千住柳町三一七	大堀雅三 電杉並区梅里一三二一五						
墨田区糸三一〇一五八二 電話(六五五)三九一三	清水多四郎 島田百郎	練馬区上石神井一三〇八 電話(九〇〇)八二七六	佐々木秀明 電台東区東上野五一一二	酒井浅男 電世田谷区豪德等一九一三	三枝潮 電文京区向丘一九一五	斎藤久斎 電足立区梅島一九一五	倉田由次 電練馬区豊玉上一九一三	窟寺長治郎 電中央区日本橋人形町	木村久弥 電電話(五六一)三〇三	岸本勝次 電台東区台東四一〇一七	川口菊夫 電中央区銀座二二二一九						
渋谷区代々木三一五六 電話(三七〇)二四七六	高橋栄吉 染谷孝太郎	葛飾区堀切五五〇一 電話(六〇二)五〇五〇	千正清夫 電中央区日本橋茅場町一五 電話(六〇八)〇〇五二	関弘 電大田区池上四一六一	鈴木三男 電北区西ヶ原一四〇一六	須崎孝美津 電新宿区西大久保三一八五	諫佐市之丞 電新宿区住吉町一五四一	杉村明 電新宿区西大久保一九五	新保太郎 電電話(二〇九)五六二	進藤紀三 電新宿区坂町一二	下田友吉 電台東区根岸一〇一五						
千代田区神田鍛冶町三一五 電話(二十五)八九四九	前田実 古屋勝成	八王子市本町一五 電話(三三〇)五〇九二	藤井邦保 電葛飾区柴又一九一七	橋本一雄 電港区西新橋一一八一六	二村倍吉 電豊島区目白四一四一五	永島徳造 電世田谷区玉川瀬田町五一九	中島育広 電練馬区中村北四一四一	長坂利正 電電話(九九〇)三七一〇	土橋栄夫 電渋谷区本町六一四〇一四	玉家義雄 電大田区久が原六一六一二	田中佐門 電台東区柳橋一九五九四号						
文京区本郷一一六一五 電話(八一四)五八九五	和田新之助 若林恒雄	中央区築地一九一 銀座大信ビル	吉田承治 電目黒区上目黒四一〇	山本日出磨 電千代田区天王町一七一	山本敏郎 電港区西新橋二一〇一四	森山頼一 電国分寺市内藤一〇一四	村松良市 電杉並区高田寺南一六	三輪三郎 電江東区永代一九三三	都沢美夫 電北区赤羽西三一三四一三	丸山修司 電電話(九〇〇)一三五五	松木正輝 電荒川区西日暮里五三三 エル・アルカサル						

ノートをとるのにいいんだ。03

授業にピッタリ! サクラボール03。スラスラの書き味で新登場!

水性ボールペン  
サクラボール 03



くらべかくあおみどりの4色がございます。



株式会社サクラペイント

- ★一局複数会制の  
早期実現をはかる
- ★税理士会の  
正常化をはかる



右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

発行所  
第一税理士協議会

東京都文京区本郷 5-18-3  
郵便番号 113 公認会計士会館ビル  
電話 (816) 3346  
発行人 岡崎寿士(1部 100円)  
編集人 岡田一馬(年額 1,000円)  
会員の購読料は会費に含む

目 次

一頁 商法改正後の問題展  
二頁 開、ニュース  
三頁 収入金額(収益)の  
計上時期に関する問  
題(3) / 迷語録  
四頁…税務質疑応答、箴言  
と考察、税の歴史か  
ら(16)

九月一日に、東京・都市セントラルホテルで日本税理士政治連盟の第十五回定期大会があり、会長に織本秀美日税連会長が選ばれた。氏は就任の決意表明で、「税政連の政治力は関係方面では非常に高く評価されているが、税理士の社会的地位の向上のため更に政治力を結集していかたい。商法問題は大きな成果を納めたが、まだ積み残しの部分がある。」会計監査に問題は税理士法改正の時点から既に発生している。

まず、税理士法改正はひじょうに難航した。税理士法改正問題が浮上し始めたのは昭和五十三年が明けた春端であった。三月に自民党財政部会内に税理士問題小委員会（所謂小測委員会）が設置され、何回か審議を重ねてあるうちに、法案の中味が変わってきた。例の特別試験廃止などは鈍化し、反対に公認会計士も税理士試験を受けられ、登録入会、通知公認会計士制度廃止など、公認会計士にとつては相当厳しいもの。法案が固まってしまったのである。いずれも税理士会の「中華思想的発想」に端を発しており、それ以前のおもづかがからんで、昭和四十五年四月十四日、小測委員会は大筋の審議を終了し、三月税理士制度改革主要綱草案を発表したのである。そこには特別試験にかわって資格認定制度が導入されていたり、助言義務による懲戒制度等が新設されたりとして税理士制度に大きな改正が加えられ、その

## 商法改正と税理士

### 内外改二

#### 商法問題、税理士法

商法改正と税理士法改正との

商法問題、税理士法の過程すでに進行

まま成案となり、その年五月十二日、第八十七通常国会へ上程され、自民党の総裁決定難航とかの異常たのである。時たま松野問題とか

# 内外の干渉を縫つて 改正商法・監査特例法 の歴史的成立

## 微妙な関係

まさに、一石二鳥の保険です。

「基本問題」に象徴される今後の問題点

# 商法改正後の問題展開

法務省参考  
法務省参考  
審議は銘柄准められて、商法改正  
法案は政府提出法案として昭和五  
十六年三月二十四日、第九十四回  
に各界へ意  
見しめる。そ  
の問題点は、株  
主総会、会社の計算  
区分、企業の機関、計算  
によって発表され、  
项目等から独立  
になつた。  
は反対した。  
二百億円も、ことごとく税理士会  
は反対した。  
五十五年十月に日税連は砂防会  
館において商法反対決起大会を強  
行し、東京税理士会も十月はじめ  
に反対決起大会を税理士会館で行  
っている。この時波多野會長は「  
常国会」に程されたのである。  
この商法改正に対し、ひとり税  
理士会は早や單やと反対の意向を  
打ち出していた。監査特別法における監査対象会社の資本金基準を正規の五億円に引き下げるということも、負債基準百億円、売上基準  
として、兩法の微妙な関係を氏の上昇、税理士法を再改正する道」と説いていたが、その当否は別  
理士法に繋がる商法であるから反対することが改正税理士法をつき  
て改修していくが、その当否は別  
に反対決起大会を税理士会館で行  
っている。この時波多野會長は「  
常国会」に程されたのである。  
この商法改正に対し、ひとり税  
理士会は早や單やと反対の意向を  
打ち出していた。監査特別法における監査対象会社の資本金基準を正規の五億円に引き下げるということも、負債基準百億円、売上基準  
として、兩法の微妙な関係を氏の上昇、税理士法を再改正する道」と説いていたが、その当否は別  
理士法に繋がる商法であるから反対  
することが改正税理士法につき  
て改修していくが、その当否は別

審と法務部会は合同で審議を尽くすべしというような動きもあった。そして党財政部会長、商工部会長の了承を条件にして安倍政務調査会長が西部会長の了承を十九日中にとりつけ、翌二日自民党総務会閣議を経て同法案の第九十四通常国会提出が決定したのである。いわば政審では、大蔵部会の了承をとればよい、との声もあった。りした後、閣議での同法案を国会に提出することがきまつた。それを総務会があとを追つたのが事実だと聞いていた。そうだとすれば

日税連の責任者も、口では強烈異議を唱えていたが、負債基準を削除した「百億円」にして、売上基準を削除した頃から暗黙の了解に変わり、反対運動が沈静したことがまた同法成立への急行に幸いしている。こうして六月三日の参院本会議で可決により商法と監査特別法の改定は歴史的成立をみた。

代理店  
大正海上の代理店のしるべ

**積立ファミリー交通傷害保険**

危険と背中合わせの毎日。万一に備え  
先々の貯えも心がけたい。そんなあなたにお  
すすめの大正海上の〈長期総合保険〉とく積  
み、**ファミリー交通傷害保険**。安心と貯蓄  
の楽しみを同時にみたしてくれます。

## 商法改正後の諸般の情勢変化は

今後にいかなる影響をおよぼすか

もう一つ、商法改正問題中に

税理士会の役員選挙があり、東京

税理士会長は、波多野、大竹、春山

三氏が激しく争い、結局波多野氏

が四選を果たした。このことは商

法改正後の将来にいかなる影響を

及ぼすか。氏がまたもや日税連会

長を逃したことは大方の予想どおりであり、今後も再び日税連会長に立候補するかどうかは不明だが、

もはやその線は消失したのではないかといふ見方もある。しかし夫

野氏を退けて税理士協同組合の理

事長に就任したのは何を意味する

か。一説には波多野氏は政界進出

を夢見、二年後の統一地方選で八

王子市長に立候補するのではないか

かという噂もあるが、これまで内

外に如何なる影響を及ぼすか。

茂木元次郎氏の新体制になった

税理士協友会の影響力はどうか。

通報公認会計士会はあと二年く

らいの間に、小規模扱い関係者以

外は税理士会に入会しなければな

らない。新局面は好むと好まざる。

とにかくわざわざ来れる。

これらに対応して第一税理士協

議会に代表される公認会計士兼業

税理士における結束の仕方は極め

て重要な。もとよりそれは、

税理士会の役員選挙や人事面にも

大きな影響をもたらす。

その影響はまた、織本氏や四元

氏にも微妙に伝わっていく。織

本氏は日税連会長選に当たって公

認会計士登録を抹消したというこ

とである。日税連のために大いに

活躍しようとしたところだ。

これを勘案するとき、公認会

計士たる税理士の占める税理士会

士にとって考るべきことは、東

京税理士会、関信越税理士会、大

阪合同税理士会、名古屋税理士会

等とそれぞの税理士会との関係が

深いということに注目しなければ

ならないということである。

以上商法改正後の問題点を展望

て重要な問題であることに思いを至すべきであろう。現在フェアに結束しなければ、結果的に見れば不幸なことになるであろう。

以上商法改正後の問題点を展望

その「基本問題」の総上げをして問題にならないとほしながら、

した——税本会長が「なんとももうようとしている限り商法改正問題は終わっていない。

商法改正反対運動の「積み残し分」

の解決と称して、改正商法が施行

された昭和五十八年四月頃までに

政界、大蔵省、国税庁の人たち

のなかには、日税連の言うことは

問題にならないとほしながら、

問題にならないとほしながら、

問題にならないとほしながら、

問題にならないとほしながら、

問題にならないとほながら、

問題にならないとほ

(二頁から続く)

(二頁から続く)  
収入金額計上時期に関する項目に、根本的の改訂を加え、そこには旧通達が根幹とされた「権利確定主義」を表わす表現は、もやは定主義」を表わす表現は、もやはどこにもみられない。  
新通達の収入金額計上時期に関する定めは、旧通達のそれよりはるかに詳説なもので、ここでその詳細を示すこととはできないが、次に、旧通達と対比して特色とみられる点を中心とする要点を記す。

(一) 新通達では、「収入すべき金額」をして統一的に捉えた旧通達の規定は削られ、これに代る原則的解釈は明示されず、単に各種所得ごとに収入金額の計上時期を個別的「」する方法がとられることになる(新通達三六一二三六一四)。ただ「收入金額の解釈に關係する通則的定めとして「その収入の基準となつた行為が適法であるかどうかを問わない」旨がうたわれている(三六一)。

(二) 事業所得については、前述した税法に「別項の定め」がある場合を別として、たな御資産の販売、その試用・委託販売、譲り、人の役務の提供、資産・金銭の貸付にかかる場合を区分し、かつ必要に応じてさらにその細分を設け、それぞれの場合の収入金額の計上時期について定めている。ところどころに、全体を通じて旧通達の「契約の効力発生の時」という考え方は、どこにもみられない。注目されるのは、たな御資産の販売について、正面から引渡し基準によっていること、その他、たな御資産の試用・委託販売、請負(この点は、旧通達と同じ)、人の役務の提供、資産・金銭の貸付について、企業会計で一般に認められている収益計上基準ないしそれに準ずる基準を大幅に取り入れ、かつ納税者の選択の幅を拓げていることである。そこで「引渡し基準」のほか、「役務完了基準」、「部分完成基準」などが定められ、資産・金銭の貸付の場合の償却料・利息(割引料)については、「時間基準」が原則とされている。なお、利息(割引料)について、継続適用を条件に、「支払期基準」も認めるなど、各種ケースに応じ基準の選択を認めている。

(三) 譲渡・山林所得も、前記の

商品販売と同様、「引渡基準」による。ただし選択により当該資産の譲渡に関する契約の効力発生の日による申告を認めるなど、特例の定めがある。

四 利子・不動産 給与所得について、旧通達と比べてそれほど各種のケースを細かく区分し、各々の場合の収入額計上時期を定めており、ケースによって種々の計上基準が示されている。しかし原則的な基準としては、旧通達と同様、「時間基準」はとらず、支払による賃料などの平仄が考慮される個別通達で、不動産所得について、一定の条件下で、「時間基準」の選択が認められている(昭和四八年直所二一七八)。

なお特殊な場合として、不動産等に伴い一時に收受する頭金、権利金等について、その契約記の譲渡所得の場合と平仄を合わせてのこと(「権利金等のうちに選択」より当該契約の刻発生の日を基準とする)にして、前記の譲渡所得の場合と平仄を合わせてのこと(「権利金等のうちに選択」より当該契約の刻発生の日を基準とする)にして、前記の譲渡所得の場合は、譲渡所得の収入額とされるものがある(所法三三一)。これが考慮されたのである。(不動産等の貸付に伴い收受した敷金、保証金等で、その貸付期間の経過に關係なく返還を要しない部分の金額があるときは、その金額は、右の頭金、権利金等と同じ計上基準とすること、などが定められている。

(五) 配当・退職所得・給与所得のうち利益処分の員員賞与は、基本的に旧通達の内容を踏襲し、原則として株主総会の決議の日、退職の日など、その受給権の生じた日とされている。

(六) 一時所得は、旧通達同様、原則として「現金主義」。ただし保契約による満期保険金は、その満期日とするなど、実務上、権利確定主義的基準により得るものは、それによることとしている。

(七) 雑所得は、その收入の態様に応じ、以下の各種所得の収入金額をコマントしておきたい。

（以下次回）

**不求真**

真ヲモ求メ



# セラミックのペン先

Pentel セラミクロンは、ペン先にセラミック（特殊陶器）を使用した、従来の筆記具にない芯先機構、特長を備えた画期的なペンです。

● SRI20 ¥1,500 カートリッジ(黒・赤・青・緑)各¥200

Pentel®セラミクソン

0.3mm最初の細さが持続する

うるし調  
新発売

**Pentel**®



- ★一局複数会制の  
早期実現をはかる
- ★税理士会の  
正常化をはかる

# 第一回 一力

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

## 発 行 所

## 第一稅理士協議會

東京都文京区本郷 5-18-3  
郵便番号 113 公認会計士会館ビル  
電話 (816) 3346  
発行人 岡崎寿士(1部 100円)  
編集人 岡田一馬(年極 1,000円)  
会員の購読料は会費に含む

一頁…中小企業事業承継の税制  
減問題

二頁…中小企業承継税制問題研究会報告書の概要、中小企業の事業承継問題の凸滑化に資する税制の創設

三頁…収入金額(収益)の計上時  
四頁…期にに関する問題(4)  
迷語解説、税の歴史から(17)

# 中小企業事業承継の税軽減問題

か対応が自らおこなっており、  
中小企業事業承継税制を政策立案  
階へ具体的に反映させる点につい  
ては、すでに「中小企業事業承継  
税制に関する報告書」の序の木尾  
に、「このたびの研究結果が、  
だけ早急に政策当局レベルでの  
政策立案に移され、現行税制の改  
善実現に向って、大きく前進する  
ことを期待してやまない」と雷師  
教授は述べており、報告書発表前  
からの児玉清隆中小企業厅長官の

中小企業向けに、幸合書に基づいて、評価方式の一つに将来の収益性を重視した収益還元方式を導入し、純資産額方式と併用し、いずれか低い評価額をとるよとの改正意見を述べている。

して、実はびっくりしたという次第です。その意味で私は研究会の皆さんとと共に徹底的に研究を進めて政策反映ということまで過ぎつけたというわけです。

一体、同族会社の株とは何なのでしょうか。株は私的所有を超越した社会的な意味を持つものなんですね。そりや商法でいえば、株は親父のものでしょうが、だからといって相続した息子と雖も自由に運用し、多元的評価方式を探っているわけですね。

いわば、伝統的な課税論理では解決できない新たな問題が起つたのです。企業会計原則は商法と税法の近代化を促進させましたが

責任は企業にあり、業界責任者、税務者にあり、最後は政府にあります。それらのアグリーメントを指すのは実に公認会計士・税理士です。相続税は一生に一度の仕事であり、プロの取扱が叶わなければなりません。されば、公認会計士・税理士さんは忙しくなりますよ」

そこには、伝統的な課税理論では解決できない新たな問題が示唆されており、その具体化の如何によつては、中小企業の死活問題、ひいては公認会計士・税理士業務の成長に関する重要な問題を含んでいる。

通産省、中小企業庁の改正意見は、I、取引相場のない株式の評価方式の改善、A、収益還元方式の導入、B、類似業種比準価額方式の改善、II、個人の事業用又は居住用土地の評価の改善——二点を柱としている。

中小企業事業承継税制の実現はかねて中小企業者が強く要望していたところであり、中小企業庁が税制改正の意見を初めてまとめたことで、今後、一段と改正運動が盛り上がるものとみられていくので、公認会計士・税理士の積極的

部を処分しなければならない。のままでば会社がつぶれる」として、相続税・贈与税への見直しの必要性が膨脹と呼ばれていたのである。このため、中小企業庁は昨年、全国商工会連合会に委託し中小企业承継税制研究会の発足を見ていたものであった。

さて、改正意見の二つの柱のうちでも目玉ともいいくべき取引相場のない株式の評価方式の改善問題について、中小同族法人企業の場合、相続される株式に取引相場がないため、会社の規模に応じて類似業種比準価額方式や純資産価額方式によって課税額を評価している。だが、中小企業の場合、純資産価額方式による評価は、地価高騰を反映して評価額が著しく高くなる例が増えている。例外として配当還元基準があつても、画一的な方式のみでは原理的に実務的にも無理な点があり、このため

中に含まれている。

場合、当該贈与に係る贈与税は、

# 特に公認会計士・税理士の皆さんに

## 富岡幸雄中央大学教授談

「確かに、この問題が発生した背後には、中小企業の“困る”といふ悲鳴があります。ここ数年の地価高騰によって招来された相続税負担の過重さ、というものは、私が言うまでもなく、皆さんのよくご承知のところです。

ところが、從来、中小企業の皆さんは、ただ“困る”と言つていらぬのみだったのです。学問的な光が当たっていなかったのです。ですから國税局の不十分な対応も無理がなかったわけです。通産省も問題の重要性がこれまで深いといふところまではご存知なかつたのではないかでしょうか。私自身もそ

になるものではないですね。相続税を作ったときは、このことに

ピンと来ていなかつたのです。しかも日本の企業は成長し、企業会計制度も発達している。大企業の場合は持ち合いでいるからいいようなものの、中小企業の場合はオーナーが所有しています。そして企業は、自然人と異なり、ゴト

インク・コンサーンで永久に続けなければならぬ。煮て、焼いて企業承継の税額減問題とは、単に小企業の減税問題ではない——合理な現行税制を少しでも合意に直そうとする社会正義の觀立つものです。

このままではオーナー型企業つぶれます。企業がつぶれてしまふと、中小企業の株は市場性がなく換価性がないから銀行も金を出しません。そのため、新たな発想に基づく收

特に公認会計士・税理士の皆さんに

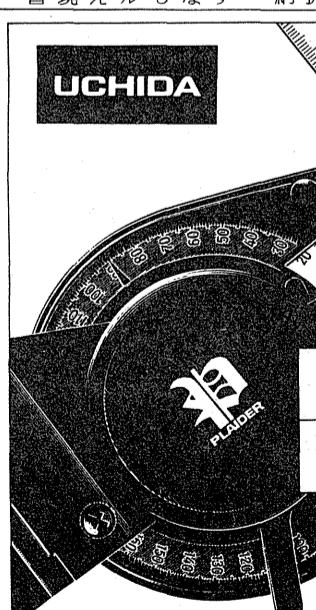
富岡幸雄中央大学教授談

第一は、相続又は遺贈により取  
得した居住用・事業用土地の課税  
の緩和の問題である。現行の相続  
税では、事業又は居住用の土地の  
場合、一百平方㍍以下については  
課税評価額を二〇%減額すること  
が認められている。これに対し、  
通産省中小企業庁は、事業用又  
は居住用の土地の相続時には、課  
税評価額ではなく、課税額そのもの  
を二百平方㍍以下につき、四分の  
一に減額するように求めており、  
これは研究会の報告書よりも前述  
している。なお居住用ということ  
で、これはサラリーマンも対象の  
中に含まれている。

報告書ではこのほか、個人事業者  
が生前に事業用財産を後継者に贈  
与した場合の贈与税の納税猶予一  
すなわち個人企業に事業用財産  
の生前贈与制度の導入とが相続税  
の前納制度の新設とかを提言して  
いるが、中小企業庁では贈与税を  
猶予しても、相続時には相続税を  
払うとしており、実際のメリット  
は少ないと判断して、改正意見と  
しては見送られた。報告書では、  
生前贈与制度導入の方策として、  
①個人事業者が生前に事業用財產  
(土地)を後継者に贈与を行った  
場合、当該贈与に係る贈与税は、  
報告書ではこのほか、個人事業者  
が生前に事業用財産を後継者に贈  
与した場合の贈与税の納税猶予一  
すなわち個人企業に事業用財産  
の生前贈与制度の導入とが相続税  
の前納制度の新設とかを提言して  
いるが、中小企業庁では贈与税を  
猶予しても、相続時には相続税を  
払うとしており、実際のメリット  
は少ないと判断して、改正意見と  
しては見送られた。報告書では、  
生前贈与制度導入の方策として、  
①個人事業者が生前に事業用財產  
(土地)を後継者に贈与を行った  
場合、当該贈与に係る贈与税は、  
報告書ではこのほか、個人事業者  
が生前に事業用財産を後継者に贈  
与した場合の贈与税の納税猶予一  
すなわち個人企業に事業用財産  
の生前贈与制度の導入とが相続税  
の前納制度の新設とかを提言して  
いるが、中小企業庁では贈与税を  
猶予しても、相続時には相続税を  
払うとしており、実際のメリット  
は少ないと判断して、改正意見と  
しては見送られた。報告書では、  
生前贈与制度導入の方策として、  
①個人事業者が生前に事業用財產  
(土地)を後継者に贈与を行った  
場合、当該贈与に係る贈与税は、

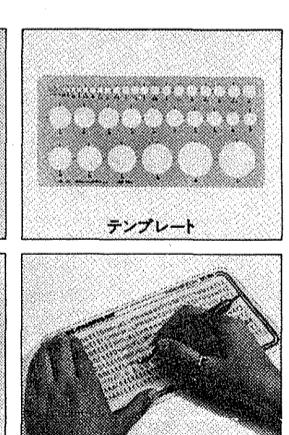
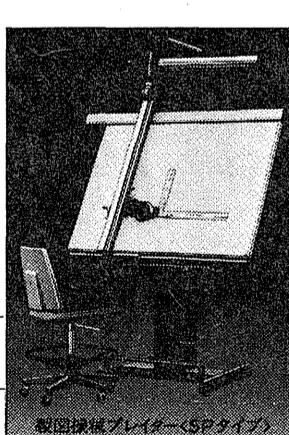
# 政策反映の段階に へ57年度税制改正 の予算要求で

贈与財産は相続により取得のとみなす（贈与税免除）  
税は相続時に課税評価し、  
税を拝む。等を挙げているが、い  
しても農民に比べると中高年  
あり、複雑な形となってい



最初の線が気持ちよく引けた。  
今日はいい仕事ができそうだ。

お使いになるかたの腕の一部になりきることを理想に、製品化されたウチダの設計、製図・デザイン機器。人間工学の追求にもとづき、独自のノウハウが生かされています。多種多様な現場のニーズに応じる、豊富な商品群も魅力のひとつ。第一線の設計室でデザインルームへ愛用をいたしております。



# ウチタの 設計、製図・デザイン機器

**内田洋行**  
事務機器事業部  
〒104 東京都中央区新川1-2-7  
ダイヤル 03(558)4291





(二)賣から続く)  
分金、真珠業者が粗悪真珠の廃棄物処分に伴い受け入れる補償金等々、随時生じる問題について述べるものが多い。  
これらの通達の内容は、全体を通じて「権利確定」の視点(実現主義)の視点(いつても大差はない)がベースにあることが認められるほか、前者の通達では、「企業会計原則」とは多少の違違があるものの、合理的な会計慣行を大幅に取り入れている点が注目される。

四 法人税の通達は、経済取引の重要な分野を占める、継続的役務提供にかかる収益(電気・ガス、水道料金、不動産賃貸料、利息・割引料)・倉庫料などに対する基本的ルールについて、何らかの規範が定められた。つまりこの分野は、公正妥当な企業会計基準によって判断される建前であったが、法人税の税務は、所得税の「権利確定主義」の基準である「支払期基準」ではなく、「差生主義」・実現主義の系列に属する「時間基準」を原則としたなどとあり、『支払期基準』によつては納税者との間でしばしば紛争が生じていた。この点につき、後述するように「企業会計原則」は、当初、未収収益の計上に保守的で、その計上除外を認めていた。

この問題に関連して政治的問題にまで発展したものに、金融機関の未収利息計上の問題があつた。すなわち金融機関は、大蔵省銀行局の指導で、古くから、財務内容の健全保持の観点地から、未収利息(支払期日未到来で、「時間基準」による計算された利息のほか、支払期日の到来した利息のうち未収入のものを含む)は収益に計上せず、一方預金・借入金の既経過の未払利息はすべて損金処理する経理が行われ、税務上もそれが容認され、いたところ、税負担の公平をみだすものとして批判があり、国会の論議<sup>21)</sup>によって発展した結果、国税庁は、「金融機関の未収利息の取扱について」(昭和四一年直審(法七二)通達)により、従来の税理の取扱を改め、金融機関の貸付金および有価証券の利息について、一定の経過期間後、原則として未収利息の収益に計上すべきことを明らかにした。

以上の点が問題をもつた国税庁を通達として、「特定の期間損益事項にかかる法人税の取扱いについて」(昭和四一年直審法)八(外)通達がある。この通達は、営業収益、前払費用などの計上の問題について、一定の要件の下で、法人の会計処理を税務上も認めることによって、期間損益にかかる税務上の否認を少なくし、税務執行上のトラブルを避けることを意図したものであるが、その中で営業外損益(資産譲渡によるもの)を除く。については、「履行期を基準とする等の合理的な基準」による計上を認め、その例示として、貸付金にかかる利息收入は、原則的に「支払期基準」による計上を認めると述べている(同通達)。

(4) つまり法人税務が、継続的役務提供の対価について、「時間基準」を原則として、「重要性の原則」ながら、本来の営業収入に顧みないものは、「支払期基準」による計上を認める」と示すものといえよう。

(3) かつて税務と企業会計サイド等との間で「権利確定主義論争」が繰りひろげられたが、論議の中心は、所得税通達よりも法人税通達、とくに前記の法人税基本通達二四五をめぐつてのものであった。そこで次に、以上の通達を踏まえ、「権利確定主義」との問題点を整理する視点から、いくつかの「メントを加えておき」。

「一口に「権利確定主義」といっても、税務執行の基準となる国税局通達の内容からみる限り、所得税と法人税との間には相当大きな開きがあり、法人税のそれは所得税と比較して、その中味が稀薄なものであったことは、さきに指摘したことである。

実際、法人税の通達では、収益計上について明確に「権利確定」を述べているものではなく(税法上、その具体的根拠となるものが規定もない)、その根拠とされたのは、僅かに前記基本通達二四五本文の「売買契約の効力発生の日」という文言だけであった。そして法人税務における実際の収益上基準としては、商品販売については、事實上、同一項目但書の「引渡基準」が適用され、また、継続的役務提供の対価である利子・賃料料等については、合理的な企業会計基準と

「支払期基準」は、営業外収益など「重要性の少ない取引分野で例外的に認められる建前であつた。確かに前述のように法人税務のひとつの内容を構成してきたが、解しても別にさしつかえないようなものであった。そこで法人税の通達の下での収益計上基準で、通常の「発生主義」・「実現主義」のそれ大きく異なるものがついたとすれば、前記通達四九の旧書の適用が「商品・製品等の販売に限定されているところから、企業の固定資産や有価証券の売買についても、その本文、つまり「赤字契約効力発生基準」＝「所有権移転基準」が適用されると解される点ぐらいのものではなかつたかと思われる。

ところが興味を惹くのは、税務関係者の間で、すぐ次にみるようになります。右の通達二四九をめぐって、法人税の収益計上基準は「権利確定主義」であるとしたしながら、その具体的な内容はどうどんじ「実現主義」と同様のものに考える論説が目につき、その結果、固定資産等の場合も、商品・製品等の販売の場合と同様に「解釈するのが妥当」とする見解もみられたことである。<sup>(22)</sup> 税務講習所の職場研修用教材でも述べられていて、この点についても当時の税務執行の実際がどのようなものであつたか、詳らかにしないが、これらの論説の影響で、弾力的な処理がなされた点があつたかもしれない。後引用するように、所得税の事案については譲渡所得の収入金額の計上時期を所有権移転時期と判定した最高裁判決もあつたが、上記の点から争われた法人税のケースはあつたないようである。

(2) それでは法人税務における「権利確定主義」とは、「一体どのようなものとして理解されていたのであるのか」。権利確定主義なる語はかなり多義的に使用され、論者によってその内容の理解も多岐にわかつており、この点は後に述べる程度、系統的に述べるが、ここで、法人税通達の発展を追溯する立場から、それに関連を

「権利確定主義」が税務上の収益をもとにみるるべくの論説をする立場である。

①まず自らにいつく論説の傾向は、吉國一郎氏の所説は、その代表的なもので、論旨は、次のようなものであった。  
「実現主義」は、企業の利益が発生し、これが外部との取引によりて客観化されたときににおいて特徴的会計処理上もこれを利益として認識しようとするもので、本來その「実現」の判断について法律的価値判断の問題に關係するところが多い。そして法律的には、売買についていえば、契約の成立による物引渡し債務と対価請求債権の発生、物件の特定、引渡し、対価受領という動的な一連の法律行為が生じ、また、その間に物権の異動が生じることも、売主買主の間には同時履行の抗弁権による相互索償が働く。一方企業の利益は、自己の給付が相手方が与える給付と入れ替わったことによって實現するとみられるから、少くとも相手方から対価を受領する債権が確定的になつたこと、つまり売主が自己的の履行行為を完了し、相手方の同時履行の抗弁権が消滅する状態となることが必要で、それが「実現」の必要で十分な条件と看做される。このようにして「実現主義」と「権利確定主義」との関係は、後者が法律的な表現をとっているだけの違いで、内容は全く同一の事柄を示していくと解され、その「権利確定」の内容も文記のように考えるべきである。そこで前記通達本文の「売買契約効力発生の日」という表現は漠然としているが、契約の内容が区々たるものにわたることから、一般的表現の如きはなされているのであって、合理的に解釈すると、「契約の内容たる権利が確定する日」というように考へるべきである。但書の場合には、商品・製品等の販売という典型的定型的な取引について、一般的の企業慣習を検証してその「権利確定の日」を「引渡しの日」と具体的に定めたものにはならない。

同氏も「権利確定主義」の特徴をリーガル・テストとして捉え、税務会計が確実性、簡明性、客觀性を要請されるとから、この上うな基準に依存するのは当然の姿であり、また、そのようなものにして、それは「発生主義」と対立するものではなく、その一形態であると説く(もともとそれはあるまで法律的概念に依存する基準であり、会計理論(「発生主義」)とのものではないとも説いている)。そこでその「権利確定主義」の具体的な内容は、通達に従って解釈しているが、その場合、前記通達書の「引渡し基準」も、割賦販売における割賦代金の「支払期基準」も、「権利確定主義」の枠内において、例外として解釈することがができる。そこで同氏は、その意味で同主義における「権利確定」の時期は、かなり幅のある概念であるとする。

## 税の歴史から

2

相続税は日露戦争の戦費調達のため明治三十八年に創設された。当時長野市元善町の駒沢市蔵という人が、戦時税法規則案内というパンフレットを作っているので、それから、その項の説明を転記してみます。

はじめとして、今度の戦争について、その経費としていろいろの税金を納めねばならぬこととなりました。これもお国の為と思えど致し方ございません。然しこれらは戦争のある間一時のことございます。左に世間一般の方に最も必要な税法について分り易く説いてみましよう。

と記してある。そして相続税について次の様に記している

四月からは、家督や遺産を相続するにも税金を納めねばならぬことになります。しかし、此税は他の織税や通行税に比べては、当然の税法でございます。此税は日本帝国の人民でも外国人でも、此税法を施行する土地に住んでいるもの誰でも課せられるのであります。さて、此税を課せらるべき財産は、自分が相続する動産不動産また自分の不動産上の権利、其の他の財産価格に加えるに、被相続人がその相続を始める前（相続を始める）というの戸主の死んだ時、また隔居したとき、または家族の死した時自分が相続人になりたる時のこと、一年以内に親族他人にかわらばず、人におくつた財産から、被相続人の葬式の費用及びその人の債務を引き受けた残りの財産になります。そして、左の場合にはだし右財産の内、永代借地権だけは譲せられぬのでござります。そして、左の場合には財産を贈る場合 二、相続財産の課税価格が家督相続では





★一局複数会制の

早期実現をはかる

★税理士会の

正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫



発行所

第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3  
郵便番号113 公認会計士会館ビル  
電話(03) 3346発行人 岡崎寿士(1部 100円)  
編集人 岡田一馬(年極 1,000円)

会員の購読料は会費に含む

目次

一頁…第4次法人税基本通達  
改正発表する  
二頁…収入金額(収益)の計上  
時期に関する問題(6)、  
税の歴史から(18)

# 第4次法人税基本通達改正発表される

国税庁は、昭和五十六年十一月三十日付で、法人税基本通達のいわゆる第四次分改正を発表し、全文発表は後日になったが、当日、当改正のアウトライナ「資料」「法人税の基本通達等の一部改正について」(昭56・11・20 直法2-16通達)の形で明らかにした。【資料】は別掲のとおりである。

この「資料」をご覧頂ければ、その改正の趣旨は明らかであるが、

要するに、公益法人における収益事業の課税対象となる法令上の解釈の範囲を明確にしている。

現行の公益法人等に対する課税

は、政令「法人税施行令第五条第一項」に課税対象となる収益事業(33業種)を特掲し、これから生ずる所得についてのみ課税するという方式が採られているわけであるが、営業の名残りの言葉等が使われているために、公益法人に対する収益事業課税の場合、どれがその課税対象に該当するかどうか不明確で從来疑義があった。そこで、疑義のないように明確化さ

れたといふことである。

とかく、公益法人といふと、その本来の目的である事業は当然に公益事業であり、それに課税する

ことなどに從来抵抗があつたものが、今回の改正は、公益性の

厚い薄いではなく、収益の多寡に

関係なく、課税対象としての収益の内容を明らかにしているもので、公募事業と公益事業とは政令に直結していくこの精神が流れているものをハッキリさせている。なお、公益法人とは人格を有する法人も含み、またこの機会に、収益事業五

六年税制改正の措置法改正も含ま

れたといふことである。

引き続き、国税庁では、第五次改

正分として、外国法人課税、外国税額控除、第六次分改正として、耐用年敷通達等の改正作業に入っ

ている。

ところで、第一税理士協議会においては、この法人税改正基本通達に関しては、二次、三次と発表の都度研修会を催し、関係各位の好評を博しているところであるが、第四次に関しては、来春早々、日本公認会計士協議会東京会において研修会が催されることが予定している。

ついで、第六次分改正においては、この法人税改正基本通達に関しては、二次、三次と発表の都度研修会を催し、関係各位の好評を博しているところであるが、第四次に関しては、来春早々、日本公認会計士協議会東京会において研修会が催されることが予定している。

とある。

そこで、明確化した。

同職務の業務(いわゆる共同アソシエ)ならも課税対象となるこ

とを明確化した。

郵便物の集配業務、公衆電話サ

ービス業務(いわゆる赤電話等)、共

同職務の業務(いわゆる共同ア

ソシエ)ならも課税対象となるこ

とを明確化した。

線呼出業務などのほか、電報又は

通一五一、一四二(新設)

従来、収益事業である旅館業か

ら除外されていた簡易宿所営業

が、最近の営業の実態に鑑み、本

年度の税制改正により課税対象に

含まれることされたが、公益法人

等の会員が、専ら当該公益法人等

の主たる目的とする事業の遂行の

ため、ごく低料金で共同利用する

簡単な宿泊施設についてまた強

い旅館業として取扱う趣旨ではな

いと考えられるので、上記の目的

のため利用される簡単な共同宿

泊施設であつて、宿泊料の額がす

べての利用者につき一泊一〇〇

円(二食付の場合)、一、五〇

円以下であるものの経営は、

旅館業に該当しないものとして取

扱うことを明らかにした。

8. 低料金の共同宿泊施設(基

通一五一、一四二(新設)

従来、収益事業である旅館業か

ら除外されていた簡易宿所営業

が、最近の営業の実態に鑑み、本

年度の税制改正により課税対象に

含まれることされたが、公益法人

等の会員が、専ら当該公益法人等

の主たる目的とする事業の遂行の

ため、ごく低料金で共同利用する

簡単な宿泊施設についてまた強

い旅館業として取扱う趣旨ではな

いと考えられるので、上記の目的

のため利用される簡単な共同宿

泊施設であつて、宿泊料の額がす

べての利用者につき一泊一〇〇

円(二食付の場合)、一、五〇

円以下であるものの経営は、

旅館業に該当しないものとして取

扱うことを明らかにした。

れでいる。

引き続き、国税庁では、第五次改

正分として、外国法人課税、外

国税額控除、第六次分改正として、

耐用年敷通達等の改正作業に入っ

ている。

ところで、第一税理士協議会に

おいては、この法人税改正基本通

達においては、この法人税改正基本通

達に関しては、二次、三次と発表の

都度研修会を催し、関係各位の

好評を博しているところであるが、

第四次に関しては、来春早々、日

本公司公認会計士協議会東京会において

研修会が催されることが予定して

いる。

ついで、第六次分改正においては、

この法人税改正基本通達

においては、この法人税改正基本通

達に関しては、二次、三次と発表の

都度研修会を催し、関係各位の

好評を博しているところであるが、

第七 興業

により適正な美費弁償方式により

行われると認められるものについて

は、一定期間おおむね五年間

の税務署長の確認により請負

業に該当しないものとして取扱う

こととした。

なお、①法令の規定に基づく請

負業に該当しないものとして取扱

うこととした。

この税務署長の確認により請負

業に該当しないものとして取扱う

こととした。

二 税法の規定と税務執行基準  
II 税務執行基準  
(国税庁通達)

(二) 法人税法(承前)

なお「原則」は、「すべての収益」

の計上について、原則として「実

現主義」によることを指示してい

る(一)が、固定資産等の譲渡

について、前記の商品等の販売

のうちの具体的な定めはない。し

かしそれについても、一般原則と

しての「実現主義」が適用される

ことは疑がない。

原則の立場と税務上の所得

計算との関係で、各般の問題につ

いて企業会計の側から両者の調整

を認めたものに、経済安定本部企

業会計基準審議会(現在の大蔵省

の意見書)、税法における所得計

算の基礎も実極において「一

般に認められた会計原則」に基拠

する。この意見書は、税法における

会計の原則の前身の「税法

と企業会計原則との調整に関する

意見書」(昭和27年)がある。こ

の意見書は、税法における所得計







飯沼清夫	有賀徳寿	謹賀'82新年												浅見孝	浅井新平
電話(六八六)八八二二	足立区梅田七一五二	台東区浅草六一三五八	電話(六七八)七九八三	中野区原町一五六一	電話(六〇一)三二三	文京区小石川二一三一八	千代田区神田駿河台一五	中野区上高田四一四一	電話(三八六)三六六	中野区中町二一二三	電話(七一一)八七四	北区王子二一一三一	電話(九一一)八一二	池田洋次郎	
遠藤平治	海老美与治	宇津木三郎	岩村讓一	岩崎守利	市川隆	磯崎勝	石原光夫	石綱常雄	石井操	岡崎寿士	岡田一馬	大盛広吉	大堀雅三	杉並区梅里一一二一五	
電話(八〇二)二八二一	港区六本木四一八一八	電話(四〇四)八九一	電話(四〇九)七二〇九	電話(二〇一)三二三	電話(一八〇)五三三	電話(八一五)三四五	千代田区九段北一九一五	電話(五五〇)二四四八	電話(二六四)四六四〇	電話(三八〇)一五一	足立区千住柳町三一七	電話(八八二)六二五	電話(三一四)四三二	岸本勝次	
川口菊夫	上山五郎吉	兼山金刀園	加藤隆之	長田邦稻	小川敏市	小川一郎	墨田区立花一一三一六	岡田一馬	電話(六六六)三六〇三	中野区本町四一九一	電話(三八〇)一五一	木村久弥	電話(八三三)二四六一	中央区日本橋人形町一	
電話(五六二)二五七五	武藏野市境二一二一三	電話(九二〇)八一三〇八	電話(八四三)〇六六一	電話(五八〇)七三四	電話(七五三)一六二七	電話(八七三)一九一八	電話(六二二)一八九〇	電話(三八〇)一五一	電話(六六六)三六〇三	電話(九九三)五三二	練馬区豊玉上二一	電話(八三三)一〇一七	電話(三五三)九四三〇	進藤紀三	
下田友吉	清水多四郎	島田百郎	佐々木秀明	酒井浅男	三枝潮	斎藤久斉	倉田由次	窟寺長治郎	杉村明	新宿区住吉町一	電話(三五七)五四二一	大田区久が原六一六	電話(七五〇)〇四七一	田中佐門	
電話(八七四)七三七五	墨田区根岸一〇一	電話(九〇〇)八二二七	電話(八四二)〇六四	電話(五五二)〇六八	電話(八三三)五八一	電話(四三九)五三八	電話(九〇〇)六二一	電話(九九〇)六二一	電話(三五七)三七一〇	新宿区西大久保三一八五	電話(九〇九)五四二一	新宿区西大久保二二五五	電話(三五九)五六二	新保太郎	
高橋栄吉	染谷孝太郎	千正清夫	関弘	住田光生	鈴木三男	須崎孝美津	諫佐市之丞	諫佐市之丞	杉村明	土橋栄夫	玉家義雄	北区赤羽西三一三四一	電話(九〇〇)二三五五	松木正輝	
電話(三七〇)一四七六	渋谷区代々木三一五	電話(六〇一)五五〇一	電話(六六八)〇〇五	電話(八〇二)六六〇	電話(七五三)七一四〇	電話(九〇〇)六二一	電話(九九〇)一三三二	電話(三七七)三七一〇	電話(三五七)三七一〇	大田区久が原六一六	電話(八六六)一〇五九	台東区柳橋一	電話(八六六)一〇三九四	薪区西日暮里五丁毛一四	
前田実	古屋勝成	原島康雄	橋本一雄	二村倍吉	永島徳造	中島育広	長坂利正	長坂利正	土橋栄夫	玉家義雄	丸山修司	北区赤羽西三一三四一	電話(九〇〇)二三五五	松木正輝	
電話(二五二)八九四九	千代田区神田駿河台三一三	電話(六七三)三二六一	電話(六〇七)一九一六七	電話(五〇一)〇八二〇	電話(九五四)〇三三五	電話(七〇〇)三三三一	電話(九九〇)一三三二	電話(九九〇)一三三二	電話(三五七)三七一〇	大田区久が原六一六	電話(八六六)一〇三九四	台東区柳橋一	電話(八六六)一〇三九四	薪区西日暮里五丁毛一四	
和田新之助	若林恒雄	吉田承治	山本日出麿	山本敏郎	森山頼一	村松良市	三輪三郎	三輪三郎	電話(三五九)三〇三七	目黒区上目黒一	電話(九〇〇)二三五五	北区赤羽西三一三四一	電話(九〇〇)二三五五	松木正輝	
電話(八一四)五八九五	文京区本郷一六一	電話(五四二)六六三	電話(七一九)三六四一	電話(四二〇)六六六	電話(三九九)〇六〇一	電話(三九九)一六一	杉並区高円寺南一	杉並区高円寺南一	電話(三九九)〇六〇一	大田区久が原六一六	電話(八六六)一〇三九四	台東区柳橋一	電話(八六六)一〇三九四	薪区西日暮里五丁毛一四	

ああ豊饒。ああ浪漫。

味わいの深さにひかれて、ボトルの形に魅せられて。  
スーパーニッカ。琥珀の一杯にこめられたこのまろやかさは、  
磨かれた人にこそふさわしい。

SUPER NIKKA  
スーパーニッカ



ニッカウヰスキー











